

入札契約制度の現状について

国土交通省 東北地方整備局 企画部
技術調整管理官 一戸 欣也

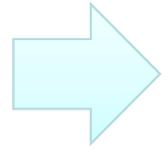
目次

1. 公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正について
2. 発注関係事務の運用指針とその取組
3. 工事発注での取り組み
4. 調査・設計業務発注での取り組み
5. その他

1. 公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正について

【背景】

- ・ 一般競争入札の拡大
- ・ ダンピングの増加
- ・ 不良・不適格業者の参入
- ・ 発注者の能力差

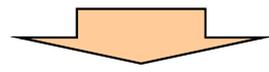


品質低下の懸念

【目的】公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、

公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、
もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与(第1条)

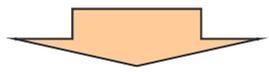
1. 公共工事の品質確保に関する基本理念および発注者の責務



公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならない(第3条第2項)

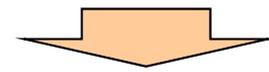
発注者は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう発注関係事務を適切に実施する責務(第6条)

2. 『価格と品質で総合的に優れた調達』



- ・ 工事の経験等、技術的能力に関する事項を審査(第11条)
- ・ 技術提案を求める入札(第12条)
- ・ 技術提案についての改善を求めることが可能(第13条)
- ・ 高度な技術等の提案の審査の結果を踏まえた予定価格作成が可能(第14条)

3. 発注者をサポートする仕組み



発注者は、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難な場合、外部の者の能力を活用するよう努める(第15条)

政府の策定する「基本方針」に基づき、各発注者は必要な措置を講ずる努力義務(第9条)

品確法と建設業法・入契法(担い手3法) H26改正時の概要

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法^{※1}」を中心に、密接に関連する「入契法^{※2}」、「建設業法」も一体として改正。(全会一致で可決・成立。H26.6.4公布) ※1:公共工事の品質確保の促進に関する法律、※2:公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

品確法の改正 (H26.6.4施行)

①目的と基本理念の追加：**将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピング防止等**

基本理念を実現するため

②発注者責務の明確化：**予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、適切な設計変更等**

③多様な入札契約制度の導入・活用：**事業の特性等に応じて選択、行き過ぎた価格競争を是正**

基本方針 (H26.9.30閣議決定)

- 公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

発注関係事務の運用に関する指針 (H27.1.30関係省庁申合せ)

- 発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

入契法の改正 (H26.9.20一部施行、H27.4.1全面施行)

- **ダンピング対策の強化 (入札金額内訳書の提出)**
- **公共工事の適正な施工 (施工体制台帳の作成・提出範囲の拡大)**

適正化指針 (H26.9.30閣議決定)

- 低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底、歩切りが品確法に違反すること、社会保険等未加入業者の排除等について明記
- 発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務

【要請通知 H26.10.22】

建設業法の改正 (H27.4.1施行)

(担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業はH28.6.1から施行)

- **建設工事の担い手の育成・確保 (建設業者団体や国土交通大臣の責務)**
- **適正な施工体制確保の徹底 (解体工事業の新設、暴力団排除の徹底)**

建設業法施行令の一部改正 (H26.9.19公布、H27.4.1施行)

- 技術検定の不正受検者に対する措置の強化 等

建設業法施行規則の一部改正 (H26.10.31公布、H27.4.1施行)

公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法） H26改正時の概要

<背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

☆ 改正のポイントⅠ：目的と基本理念の追加

○目的に、以下を追加

・現在及び将来の公共工事の品質確保 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進

○基本理念として、以下を追加

- ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保 適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
- ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮 ・ダンピング受注の防止
- ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
- ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

☆ 改正のポイントⅡ：発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

○担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定

○不調、不落の場合等における見積り徴収

○低入札価格調査基準や最低制限価格の設定

○計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更 ○発注者間の連携の推進

効果

- ・最新単価や実態を反映した予定価格
- ・歩切りの根絶
- ・ダンピング受注の防止 等

☆ 改正のポイントⅢ：多様な入札契約制度の導入・活用

○技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約

○段階的選抜方式（新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う） →受発注者の事務負担軽減

○地域社会資本の維持管理に資する方式（複数年契約、一括発注、共同受注） →地元にも明るい中小業者等による安定受注

○若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施**

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

- 発注者の責務
 - ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
 - ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
 - ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）
- 受注者（下請含む）の責務
 - ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

働き方改革の推進

- 工期の適正化
 - ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
 - ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
 - ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>
- 現場の処遇改善
 - ・社会保険の加入を許可要件化
 - ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

- 発注者・受注者の責務
 - ・情報通信技術の活用等による生産性向上

生産性向上への取組

- 技術者に関する規制の合理化
 - ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
 - ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

- 発注者の責務
 - ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
 - ・災害協定の締結、発注者間の連携
 - ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

- 災害時における建設業者団体の責務の追加
 - ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化
- 持続可能な事業環境の確保
 - ・経営管理責任者に関する規制を合理化
 - ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

- 調査・設計の品質確保
 - ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

●公共工事の品質確保の促進に関する法律 R1改正時の概要

(令和元年6月7日成立 6月14日施行)

背景・必要性

1. 災害への対応

○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

3. 生産性向上の必要性

○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

2. 働き方改革関連法の成立

○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

4. 調査・設計の重要性

○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要（改正のポイント）

I. 災害時の緊急対応の充実強化

【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者間の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

II. 働き方改革への対応

【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【公共工事等を実施する者の責務】

適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

III. 生産性向上への取組

【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

IV. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

V. その他

(1) 発注者の体制整備

- ① 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備 **【発注者の責務】**
- ② 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

- (2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用 **【基本理念】**
- (3) 公共工事の目的物の適切な維持管理 **【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】**

★公共工事等（第3条以降）

○公共工事等

公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。

○公共工事

国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事

○公共工事に関する調査等

公共工事に関し、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計

★発注者等（第7条見出し）

○公共工事等の発注者

国、特殊法人等又は地方公共団体

○公共工事の目的物の維持管理を行う国、特殊法人等及び地方公共団体（第7条第5項）

道路の権限代行など、発注者と維持管理者が異なる場合においても、国・特殊法人等及び地方公共団体が公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質確保に努めなければならないこととする趣旨

★受注者等（第8条見出し）

○受注者

公共工事等を直接受注する元請業者（第8条第3項においては受注者となろうとする者を含む。）

○公共工事等を実施する者

受注者（元請）だけでなく、孫請等の下請業者も含むすべての請負業者

改正のポイント | 災害時の緊急対応の充実強化

■背景

全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

■改正品確法 本文（抜粋）

<基本理念> 第3条 第7項

公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保されるとともに、**災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備**されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

<発注者等の責務>

第7条 第1項

三 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、**災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。**

第7条 第4項

発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法第二十七条の三十七^(※1)に規定する**建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。**

※1:建設業に関する調査、研究、講習、指導、広報その他の建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行う社団又は財団で国土交通省令で定めるもの(以下「建設業者団体」という。)は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

改正のポイントII 働き方改革への対応

■背景

「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

■改正品確法 本文（抜粋）

<基本理念> 第3条 第8項

公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、**公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。**

<発注者等の責務> 第7条 第1項

五 地域における**公共工事等の実施の時期の平準化を図るため**、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての**繰越明許費**（財政法第十四条の三第二項（※1）に規定する繰越明許費又は地方自治法第二百十三条第二項（※2）に規定する繰越明許費をいう。第七号において同じ。）又は財政法第十五条（※3）に規定する**国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条（※4）に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定**、他の発注者との連携による**中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表**その他の必要な措置を講ずること。

六 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、**公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。**

<受注者等の責務> 第8条 第2項

公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

※1: 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込みのあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

※2: 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

※3: 法律に基くもの又は歳出予算の金額（第四十三条の三に規定する承認があつた金額を含む。）若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。

2 前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、国は毎会計年度、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができる。3. 4(略) 5 第一項又は第二項の規定により国が債務を負担する行為は、これを国庫債務負担行為という。

※4: 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。

改正のポイントⅢ 生産性向上への取組

■背景

建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

■改正品確法 本文（抜粋）

<基本理念> 第3条 第11項

公共工事の品質確保に当たっては、**調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術の活用等**を通じて、その**生産性の向上が図られるよう**に配慮されなければならない。

<発注者等の責務> 第7条 第1項

八 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、**情報通信技術の活用を図るとともに**、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

<受注者等の責務> 第8条 第3項

受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、**情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上**並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

改正のポイントⅣ 調査・設計の品質確保

■背景

公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

■改正品確法 本文（抜粋）

<定義> 第2条 第2項

この法律において「公共工事に関する調査等」とは、公共工事に関し、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）又は地方公共団体が発注する**測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計（以下「調査等」という。）**をいう。

<基本理念> 第3条 第1項

公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに**公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより**、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

<調査・設計業務に関する受発注者の責務>

<発注者等の責務>

- ・ 適正な予定価格の設定（第7条第1項第1号）
- ・ ダンピング受注の防止（第7条第1項第4号）
- ・ 適正な履行期間の設定（第7条第1項第6号）
- ・ 災害時の緊急対応の推進（第7条第1項第3号）
- ・ 履行期限の平準化（第7条第1項第5号）

<受注者等の責務>

- ・ 適正な請負代金・履行期での下請契約の締結（第8条第2項）
- ・ 生産性向上（第8条第3項）

改正のポイントV その他

■発注体制の整備

＜発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等＞

第21条 第4項

国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする**発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進**、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注関係事務に関し**助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用の促進**、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

■工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用

＜基本理念＞

第3条 第5項

公共工事の品質は、これを確保する上で工事等の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、地盤の状況に関する情報その他の**工事等に必要な情報が的確に把握され、より適切な技術又は工夫が活用されることにより、確保**されなければならない。

■公共工事の目的物の適切な維持管理

＜発注者等の責務＞

第7条 第5項

国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、**当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。**

運用指針策定に向けた今後のスケジュール(案)

6/7 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

(法律・運用指針の説明会)

発注者協議会（ブロック会議）の開催

発注者協議会（県部会）の開催

- ・ 品確法の改正の主旨説明
- ・ 法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見交換

品確法の改正の主旨説明会の開催

- ・ 建設業団体等に対し、品確法の改正の内容説明

7
～
8
月
を
目
処

(意見照会)

地方公共団体・建設業団体等への意見照会

- ・ 法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見を収集

意見聴取結果を踏まえ、発注関係事務の運用に関する指針(案)の作成

発注者協議会（ブロック会議）の開催

発注者協議会（県部会）の開催

- ・ 改正運用指針（案）の説明

秋
頃

地方公共団体・建設業団体等へ意見照会
有識者への意見照会

- ・ 改正運用指針（案）に関する意見を収集

年内を目処 発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定

令和2年度より、運用指針に基づく発注事務の運用開始

2. 発注関係事務の 運用指針とその取組

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、**地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(平成27年)**

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**として、体系的にとりまとめ
- **国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表**

必ず実施すべき事項

実施に努める事項

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

② 歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

④ 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

⑤ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

⑦ 発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

⑧ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

【必ず実施】① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、適正な利潤を確保することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提とし、最新の積算基準を適用**する。

- 市場の実勢価格を適切かつ迅速に積算へと反映させるべく、適宜、単価を改定。
- 平成31年度は、前年度比約3%増となり、**平成24年度以降7年連続で引き上げ**。

① 公共工事の**設計労務単価**（全国平均）

H31：職種平均 19,392円（H30年比；**+3.3%**）

② 設計業務委託等の**技術者単価**

H31：職種平均 39,055円（H30年比；**+3.7%**）

※平成30年3月1日より適用

これにより

設計労務単価・技術者単価は**H24年度以降7年連続で引き上げ**

設計労務単価：H24～31 ⇒ **約48%増**

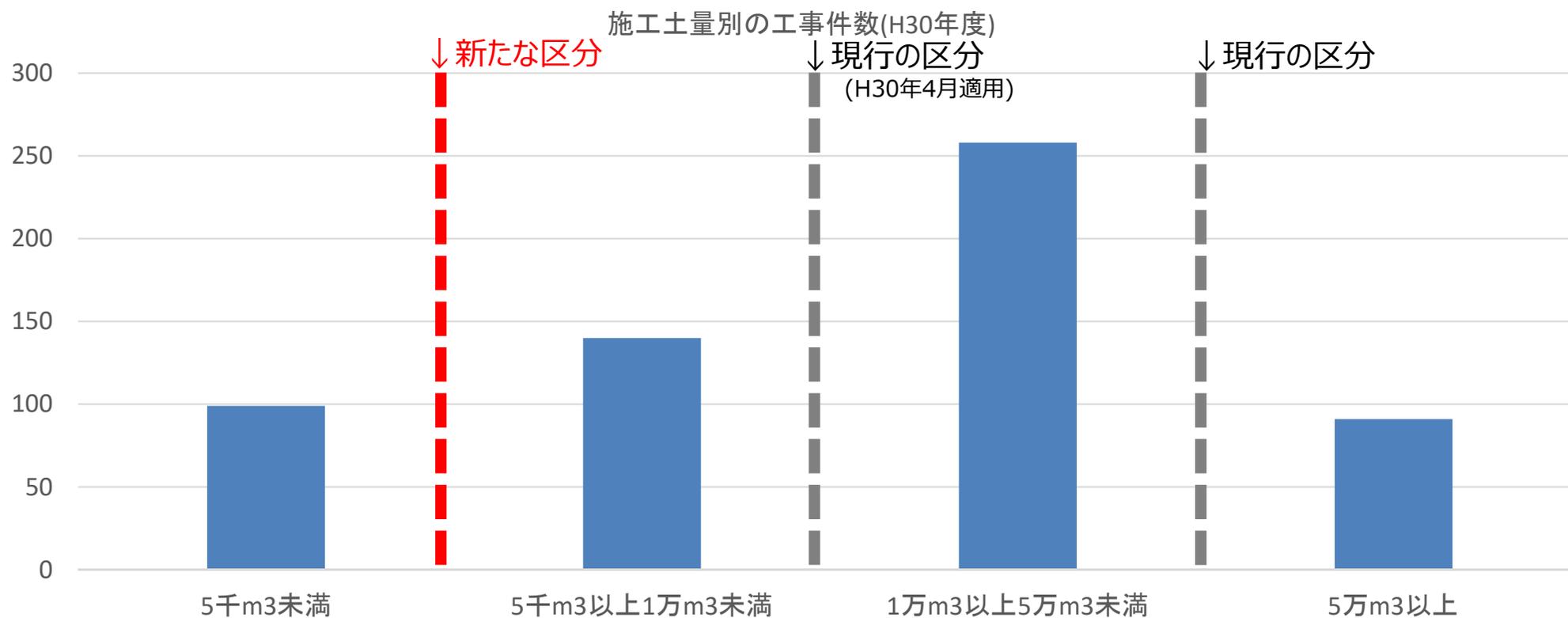
技術者単価：H24～31 ⇒ **約25%増**

ICT施工の更なる普及(小規模施工の区分の新設)

ICT施工の対策

- 中小企業がICT施工を実施し易い環境を構築するため、施工土量の区分による施工の効率性等が異なる実情を踏まえ、土工（掘削）について、小規模施工の区分を新設

土工（掘削）の現状



小規模5千m³未満の区分を新設

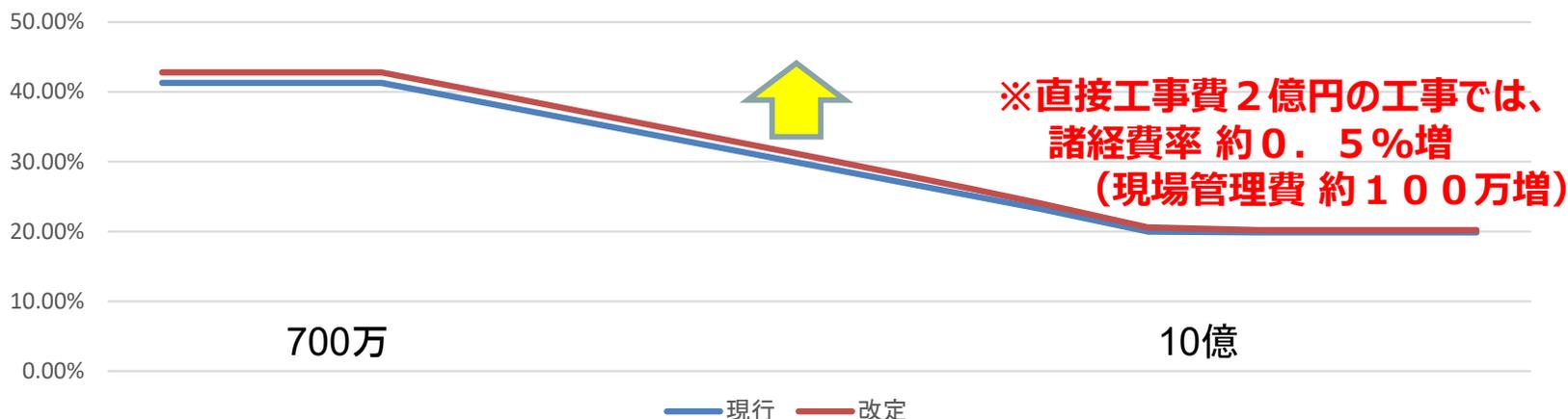
現場管理費の改定

現場管理費の対策

○新技術導入等に要する現場経費（外注経費等）の増加を踏まえ、全工種区分の現場管理費を改定

間接工事費（諸経费率及び算定式）の改定

■現場管理费率の改定イメージ ※「河川・道路構造物工事」の例



【現行】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
41.29%	$420.8 \times Np^{-0.1473}$	19.88%

【改定】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
42.50%	$457.7 \times Np^{-0.1508}$	20.11%

※直近の改定：H28年度の橋梁保全の追加、河川・道路構造物、鋼橋架設、道路維持の改定

【必ず実施】 ②歩切りの根絶

適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは、品確法第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

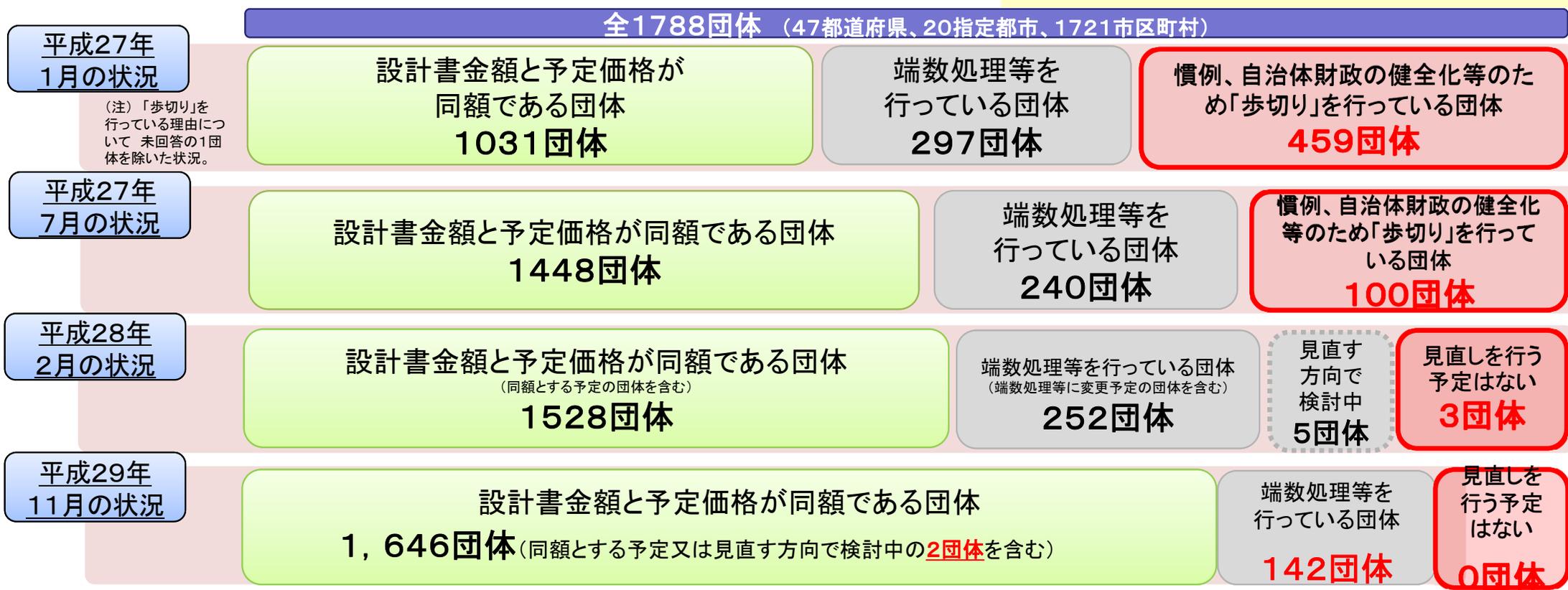
取組状況

昨年1月以降、総務省と連携し、歩切りを行っている地方公共団体に対して、あらゆる機会を通じた早期の見直しを要請。



慣例、自治体財政の健全化等のため歩切りの見直しの予定がない団体数

459 → 100 → 0
(H27.1.1時点) (H27.7.1時点) (H28.4.1時点)



(注)平成27年7月、平成28年2月及び平成28年4月の状況における設計書金額と予定価格が同額である団体数及び端数処理等を行っている団体数は推計。
 (※)「廃止」には端数処理等に変更することも含める。

【必ず実施】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

運用指針（抜粋）

ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。**低入札価格調査制度の実施に当たっては、（中略）適宜、低入札価格調査基準を見直す。なお、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、**当該価格について入札の前には公表しないものとする。**

取組状況

- H 2 7 . 2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化（未導入の団体における早急な制度の導入、公表時期の見直し）を要請
- H 2 8 . 2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H 2 8 . 4 低入札価格調査基準の改定（現場管理費の算入率を0.80→0.90に引上げ）
- H 2 8 .10 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H 2 9 . 2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請

<未導入団体の推移>

H 1 8 4 8 4 団体
 ↓
 H 2 0 3 5 9 団体
 ↓
 H 2 2 2 7 2 団体
 ↓
 H 2 4 2 3 2 団体
 ↓
H 2 8 1 5 8 団体

最低制限価格制度等の導入状況 ～158団体が未導入～

	都道府県	指定都市	市区町村
導入済み	47	20	1563
	100.0%	100.0%	90.8%
いずれも未導入	0	0	158
	0%	0%	9.2%

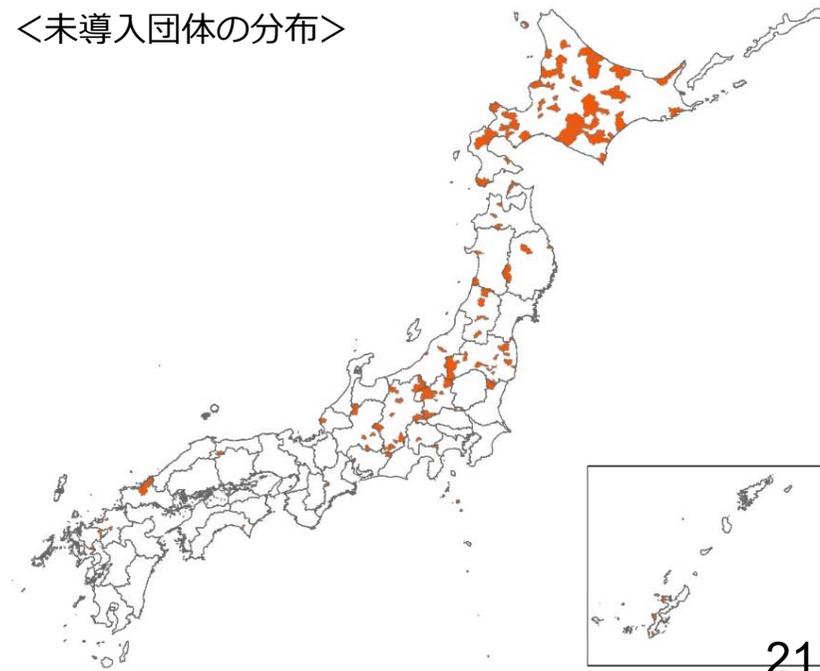
※H28. 3. 31時点

最低制限価格等の公表時期 ～導入済の団体の1割前後は事前公表～

	都道府県	指定都市	市区町村
最低制限価格の事前公表	2	1	136
	4.5%	5.0%	9.5%
基準価格の事前公表	2	0	45
	4.5%	0%	7.2%

※H28. 3. 31時点

<未導入団体の分布>



低入札価格調査基準の改定(工事)

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.70～0.90から0.75～0.92へ引き上げ
- あわせて、低入札価格調査等の簡素化を図るとともに、工事規模に応じて技術開発を促す仕組みを導入

現行

<p>【範囲】</p> <p>予定価格の</p> <p style="text-align: right;">7.0/10～9.0/10</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 <p style="text-align: right;">上記の合計額 × 1.08</p>



H31.4.1～

<p>【範囲】</p> <p>予定価格の</p> <p style="text-align: right;"><u>7.5/10～9.2/10</u></p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 <p style="text-align: right;">上記の合計額 × 1.08</p>
--

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

低入札価格調査基準の改定(業務)

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う測量業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から82%へ引き上げ
- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う地質調査業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.45から0.48へ引き上げ

	現行	H31.4.1 ~
測量	設定範囲：60% ~ 80%	設定範囲：60% ~ 82%
	<ul style="list-style-type: none"> 直接測量費 ×1.00 測量調査費 ×1.00 諸経費 ×0.48 	<ul style="list-style-type: none"> 直接測量費 ×1.00 測量調査費 ×1.00 諸経費 ×0.48
地質	設定範囲：2/3 ~ 85%	設定範囲：2/3 ~ 85%
	<ul style="list-style-type: none"> 直接調査費 ×1.00 間接調査費 ×0.90 解析等調査業務費 ×0.80 諸経費 ×0.45 	<ul style="list-style-type: none"> 直接調査費 ×1.00 間接調査費 ×0.90 解析等調査業務費 ×0.80 諸経費 ×0.48

【必ず実施】適切な設計変更

設計変更ガイドラインの改定（全地方整備局等で改定済み）

改正品確法に「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定。



設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

受発注者間で認識・解釈の違いが出ないように、設計変更ガイドラインを改定し、以下の内容等を明記

関東地方整備局の事例(H27.6改定)

1. 「改正品確法の趣旨を記載」について
 - ・改正品確法の基本理念により、**受発注者が対等の立場**であることを記載し、適切に設計及び工期の変更を行うことを記載
2. 「土木工事条件明示の手引きの作成」について
 - ・**条件明示の確認に不足が生じないよう**受発注者の認識の共有化を図る「土木工事条件明示の手引き(案)」を作成
3. 「設計照査ガイドラインの作成」について
 - ・受発注者間の照査の解釈の違いを解消するため、**照査項目のチェックリスト**を含んだ「設計照査ガイドライン」を作成
4. 「設計変更」について
 - ・**設計変更に伴う費用の増減概算額**について、受発注者間で認識共有を図るため、契約変更に先立って行う**指示書に概算額を明示**することを記載
5. 「工事一時中止」について
 - ・**工事一時中止**についても、設計変更と同様に指示書及び基本計画書に**増加概算額を明示**することを記載
6. 「工期短縮」について
 - ・**受注者は工期短縮計画書を作成**し、受発注者間で協議することを明記

【実施に努める】工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者による適切な入札契約方式の導入・活用を図ることを目的として、
多様な入札契約方式を体系的に整理した**ガイドラインを策定・公表**。

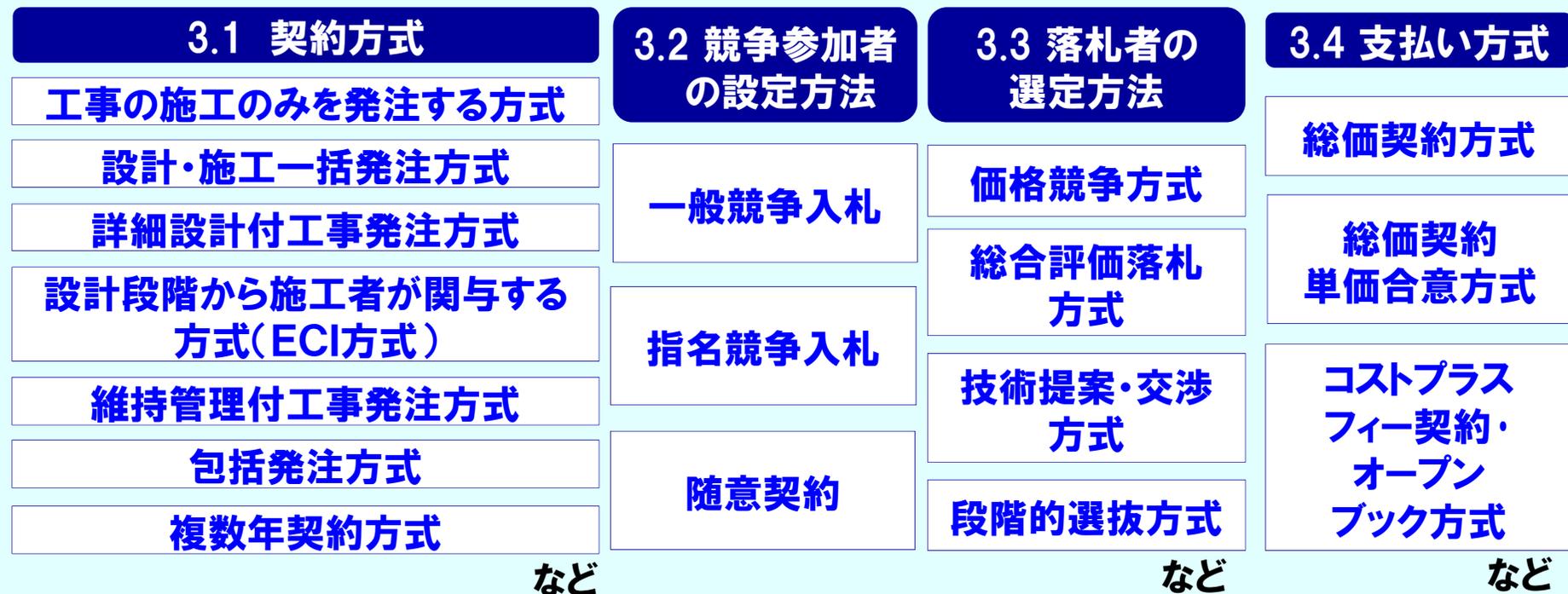
国交省HP (<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatsukeiyakugaido.html>)

公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドラインの策定（平成27年5月）

本編・事例編の2編で構成。

本編：各方式の概要や選択の考え方等を記載 事例編：事例やその適用の背景等を整理

工事調達における入札契約方式の全体像



【実施に努める】工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

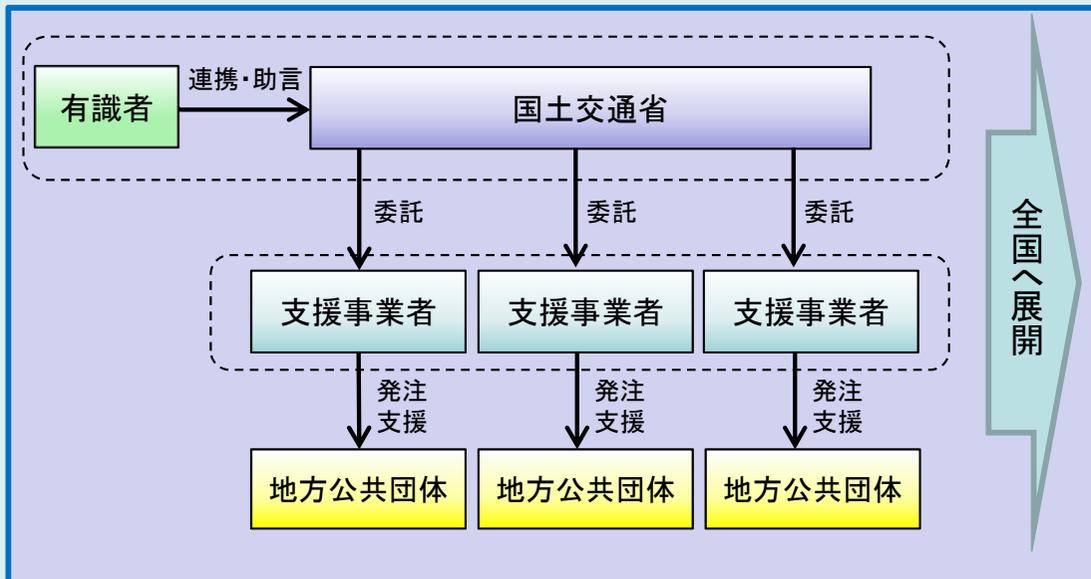
地方公共団体（発注者）における多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、平成26年度より**多様な入札契約方式モデル事業**を実施。

■多様な入札契約方式モデル事業

概要

- 改正品確法（平成17年法律第18号）を踏まえ、発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、他の地方公共団体のモデルとなる発注者への支援を行う。
- 具体的には、新たな入札契約方式の導入を目指す地方公共団体に、国土交通省が専門的知見を有する支援事業者を派遣するとともに、有識者の助言を得てその発注事務への支援を行い、支援の成果を他の地方公共団体に展開する。

支援スキーム



支援案件

実施年度	地方公共団体	支援対象事業
平成26年度	大仙市(秋田県)	道路維持・除雪に係る事業
	宮城県	道路除雪に係る事業
	相模原市(神奈川県)	公共下水道整備に係る事業
	新城市(愛知県)	庁舎建設に係る事業
平成27年度	大阪府	建築物補修に係る事業
	水戸市(茨城県)	体育館建設に係る事業
	府中市(東京都)	庁舎建設に係る事業
	清瀬市(東京都)	庁舎建設に係る事業
	島田市(静岡県)	病院建設に係る事業
	四日市市(三重県)	体育館建設に係る事業
平成28年度	小田原市(神奈川県)	市民ホール建設に係る事業
	野洲市(滋賀県)	病院建設に係る事業
	高松市(香川県)	給食センター建設に係る事業
	善通寺市(香川県)	新庁舎建設に係る事業
	中土佐町(高知県)	新庁舎等建設に係る事業

施工時期等の平準化

- 適正な工期を確保するため、国庫債務負担行為(2か年国債やゼロ国債)を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。
- これにより、閑散期の工事稼働件数は下図の通り改善傾向にあり、国交省直轄工事での平準化率は約9割に達している。
- 引き続き国庫債務負担行為の活用、発注見通しの統合・公表の参加団体を拡大。

①国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための国庫債務負担行為(2か年国債^(注1)及びゼロ国債^(注2))を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2か年国債+当初予算におけるゼロ国債〉

平成31年度:約3,200億円 (平成30年度:約3,100億円)

※平成29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定(業務についても平成31年度から新たに設定)

※平成31年度の内訳は、2か年国債 約2,000億円、ゼロ国債 約1,200億円(業務含む)

②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

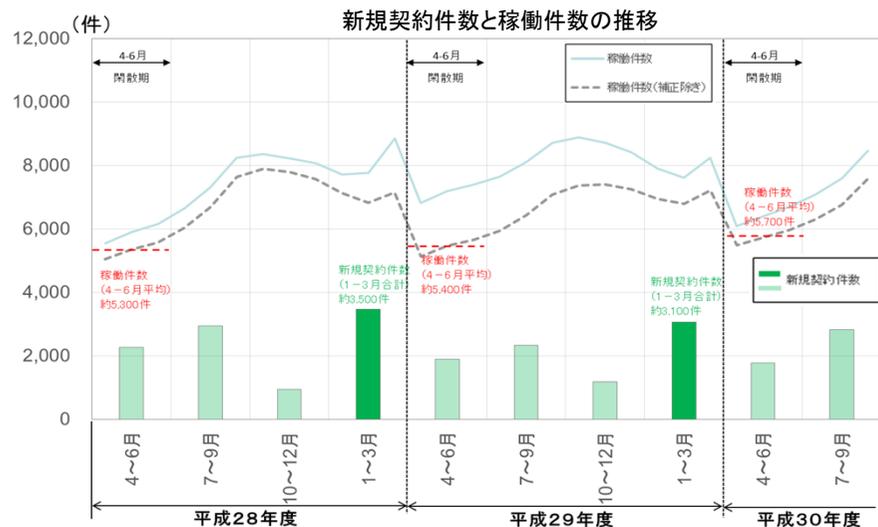
全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大

※参加状況の推移:平成29年3月時点:約500団体(約25%)→平成31年3月時点:1783団体(約89%)

国、特殊法人等:198/209、都道府県:47/47、政令指定都市:20/20、市町村:1518/1722(平成31年3月時点)

③地方公共団体等への取組要請

各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、平準化の取組の推進を改めて要請



※国土交通省直轄工事を対象(港湾・空港除く)
※新規契約件数については、補正予算も含む

[各地区のページ] 【東北地方発注者協議会】平成25年11月1日現在

※○○地区の発注見通し
○○地区とは、○○市、○○町、○○村を含む地区です。

※平成25年11月1日現在に公表した見込みの工事数を掲載しています。
※予定年度が2023年度以上の土木・建設の工事数を掲載しています。
※フレックスタイム制工事、環境配慮工事については、東北地方整備局長発注工事のみ記載しています。
※下記の発注機関の発注見通しについては掲載されておりません。また一部掲載のない発注機関は工事発注予定数がありません。
発注機関名: ○○市、○○町、○○村

ここに記載する内容は、平成26年11月1日現在の見込みであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。
また、主要建設費見込み量は、公表時点の概算の見込み数であり、公表後変更することがあり
公表している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお願いします。

○各発注機関の見通し公表ページはこちら(詳細については、こちらをご覧ください。)

発注機関名	担当部署	工事名称	工事種別(前)	工事種別(当)	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	概算	概算工事規模	備考
国土交通省東北地方整備局	建設部	国道○○線 橋下工事	○○県	○○市	一般競争入札	一般土木工事	平成29年○月	約○ヶ月	橋下工 1基	3000~5000万円	橋下工 1基
		一般国道○○線 道路改良工事	○○県	○○市	一般競争入札	一般土木工事	平成29年○月	約○ヶ月	道路改良工 V=2,000~3,000m ³ V=1,000m ³	1000~5100万円	道路改良工 一式
国土交通省東北地方整備局	建設部	災害対策用施設建設工事	○○県	○○市	指名競争入札	土木工事	平成29年○月	○日	建設工 1式	30~60万円	災害対策用施設建設工事 1式
		災害対策用施設建設工事	○○県	○○市	指名競争入札	土木工事	平成29年○月	○日	建設工 1式	30~60万円	災害対策用施設建設工事 1式

注1:国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

注2:国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

- ① 業務の平準化目標を設定し、年度末に集中している納期を分散
- ② クラウドを活用し、メール添付、フォルダ分類の手間、大容量ファイル便やDVD郵送等作業や成果品納品の負荷を解消
- ③ Web会議により、移動時間を縮減(試行中)

①業務の平準化目標(令和元年度)

- ・全ての業務(測量・地質調査・土木関係建設コンサルタント業務)が対象
ただし、発注者支援業務等および環境調査など1年間を通じて実施する業務については対象外
- ・令和元年度の目標は、当該年度予算と前年度からの国債や繰越等が対象
※真に必要な業務を除き履行期限が3月とならないように配慮

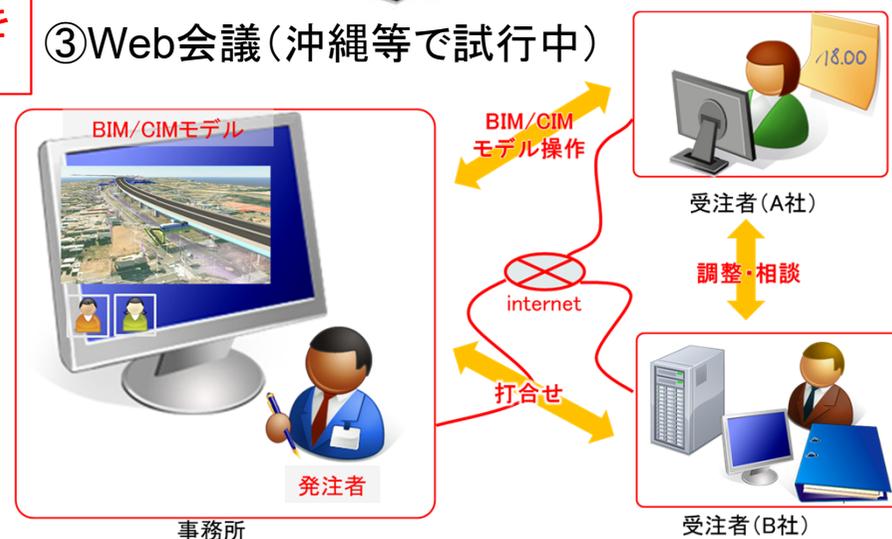
履行期限		現在の目標	平成30年度実績
4月～12月	第1～3 四半期	25%以上	16%
1月～2月	第4 四半期	25%以上	25%
3月		50%以下	41%
繰越			18%

新たな目標を設定予定

②クラウドの活用による効率化



③Web会議(沖縄等で試行中)



【実施に努める】見積りの活用

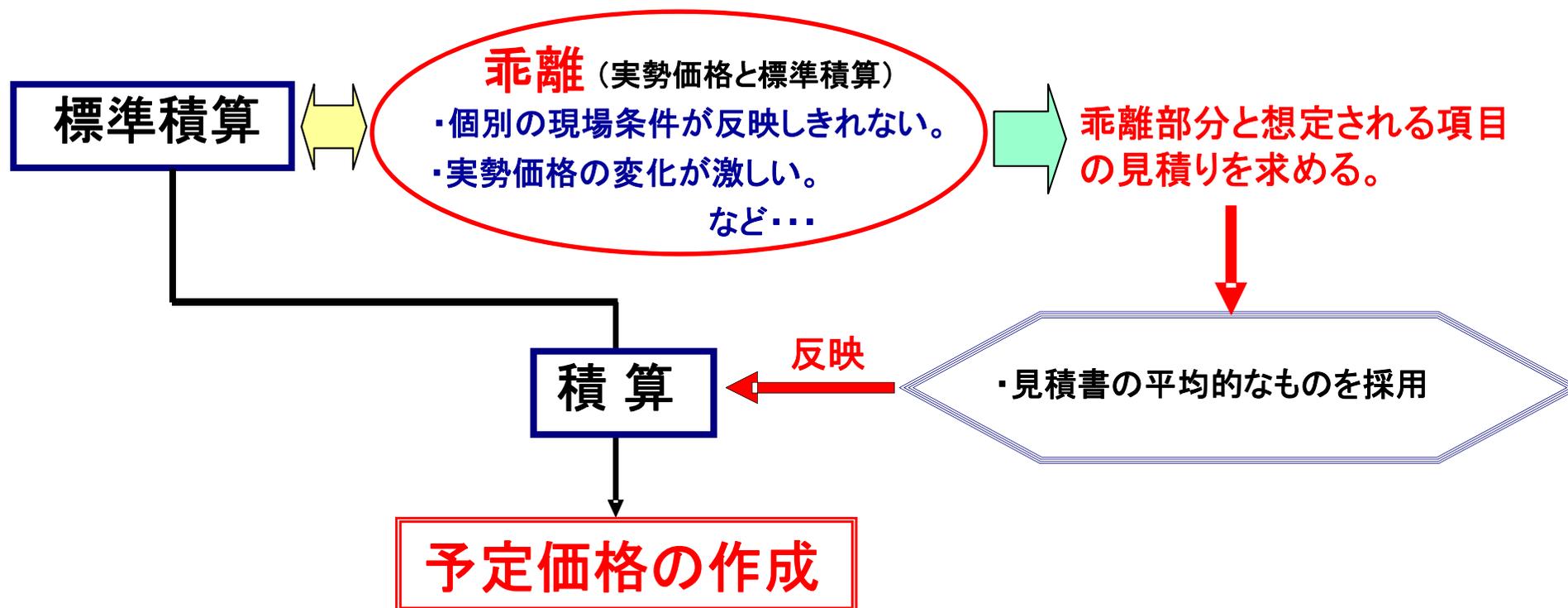
◆見積り活用方式

発注者の積算との乖離が大きく、入札の不調・不落が発生している工事、または過去において同種工事に不調・不落が発生するなど、不調・不落となる恐れが高い工事において、予定価格の作成にあたり競争参加者の見積りもを活用する取り組みを開始。

◆対象工事及び工種

対象工事：標準積算と実際にかかる費用に乖離が考えられる工事

対象工種：直接工事費及び共通仮設費の積み上げ部分



【実施に努める】受注者との情報共有、協議の迅速化

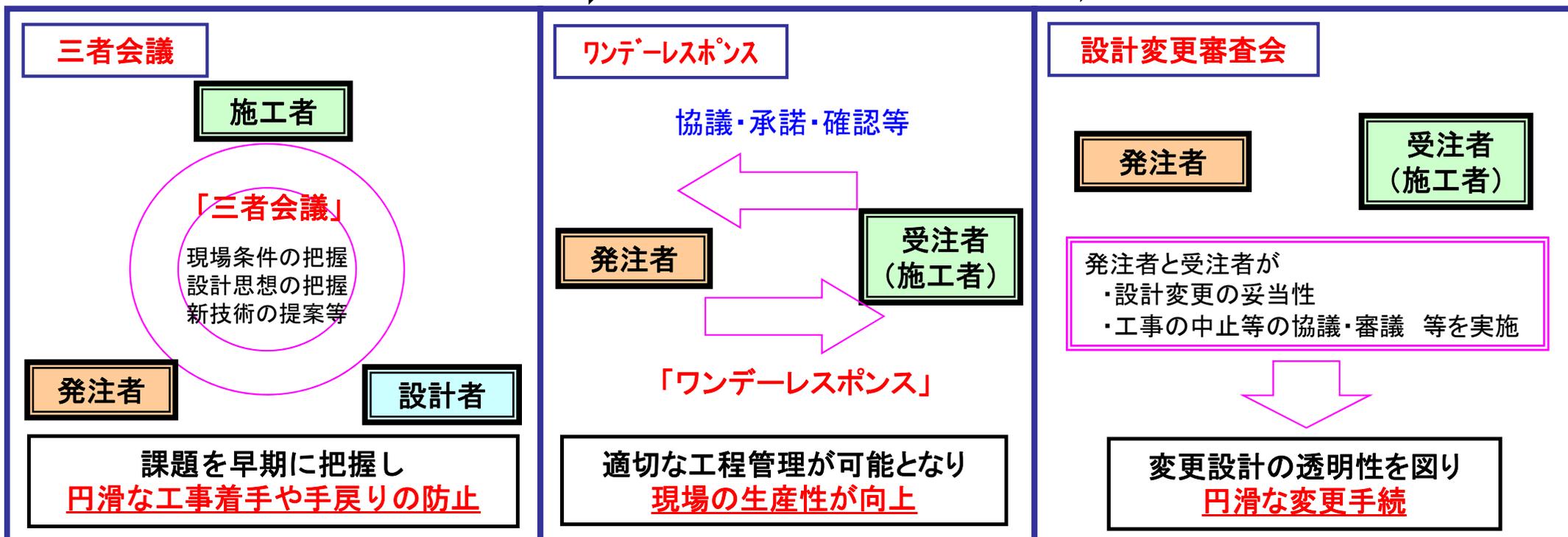
工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下の施策を継続して取り組む

- ・三者会議 : 発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止
- ・ワンデーレスポンス : 施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消
- ・設計変更審査会 : 各種ガイドラインの活用を図り、設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更の実施

工事着手時

施工中

変更設計



受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施。

構造物を主体とする工事などを中心に実施。
また、当初対象にしていなくても、施工中に現場条件が大きく変化した場合や請負者からの申し出による開催も可。

原則、全ての工事が対象

変更を伴う全ての工事が対象
(数量精査等軽微な変更は除く)

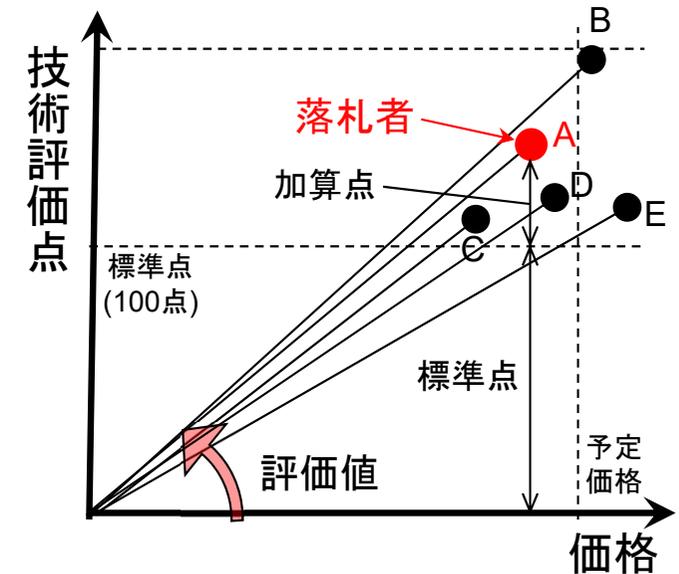
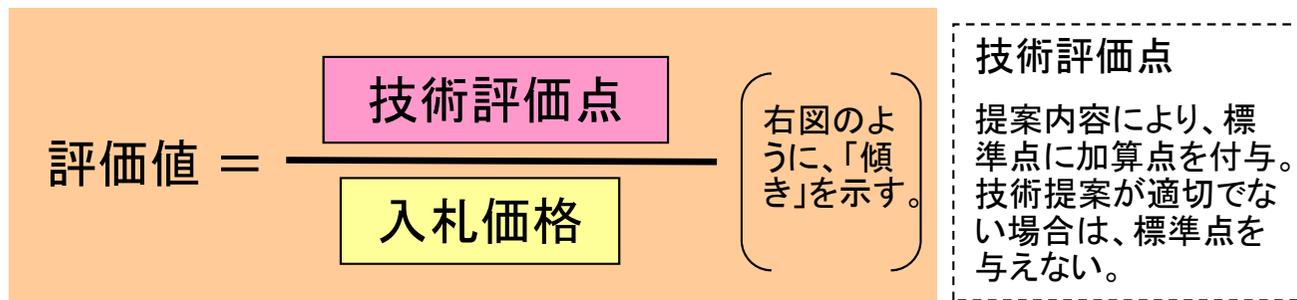
3. 工事発注(国土交通省直轄工事) での取り組み

工事の総合評価落札方式の概要

工期、機能、安全性などの**価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式**

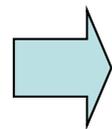
【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。

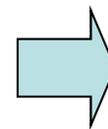


【総合評価落札方式の手続きの流れ】

予め、入札公告等において、
技術提案を求める内容
技術提案の評価の方法
を公表



技術提案
の提出



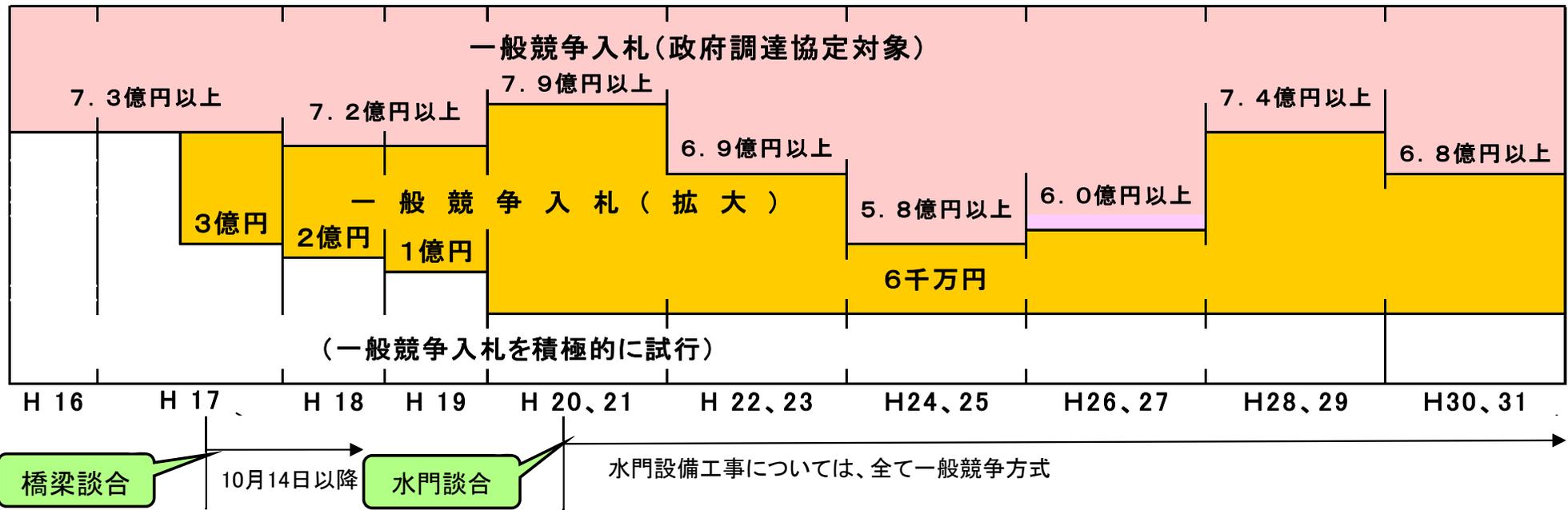
提出された技術提案を公表され
た評価方法に従って審査し、技術
提案毎に技術点を決定

【総合評価の評価項目例】

技術提案に関する項目	工期短縮、品質向上、環境の維持(騒音・振動・水質汚染など) など
施工能力等に関する項目	企業・技術者の過去の同種工事実績、工事成績 など
地域精通度・貢献度等に関する項目	災害協定の締結、災害協定に基づく活動実績 など

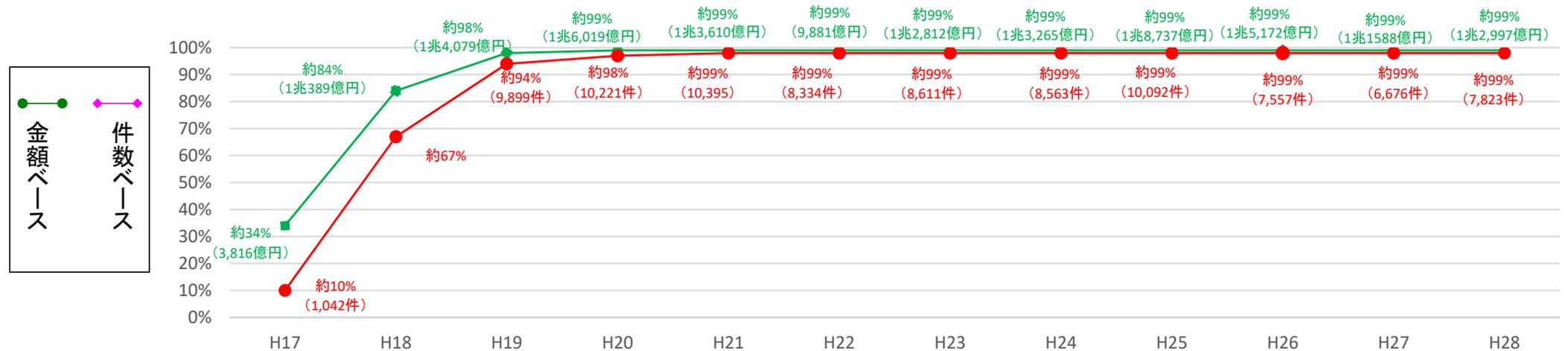
工事における総合評価落札方式と一般競争入札の拡大・拡充

対象金額の引下げ



地方整備局における一般競争入札及び総合評価落札方式による契約実績

一般競争入札＋総合評価落札方式の割合



※港湾空港関係を除く

総合評価落札方式のタイプ

← 施工能力を評価する →

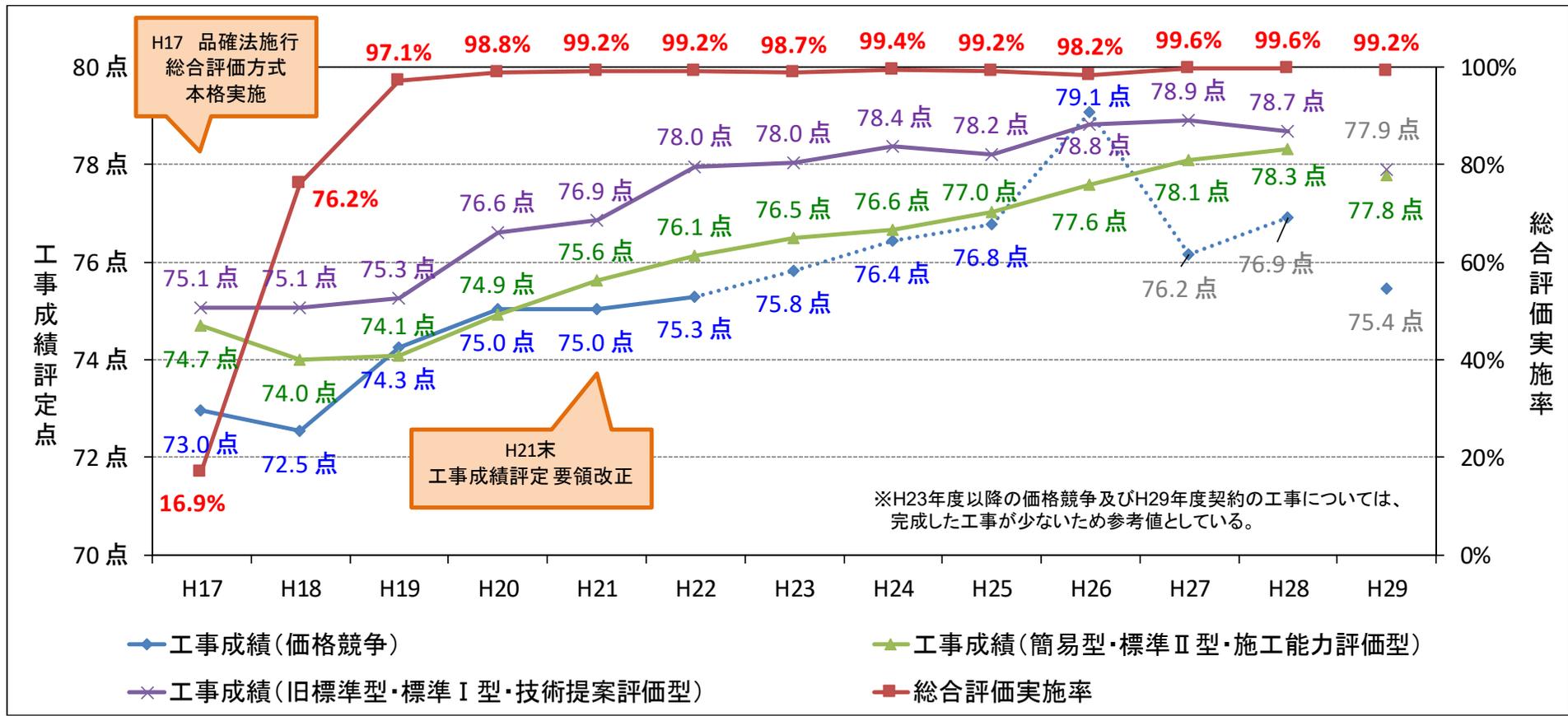
← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →

	施工能力評価型		技術提案評価型			
	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
提案内容	求めない (実績のみで評価)	施工計画	施工上の工夫等に 係る提案	部分的な設計変更 や高度な施工技術 等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
評価方法			点数化			
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施 (施工計画の代替とすることも可)	GPA対象工事は必須、それ以外は必要に応じて実施		必須	
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき 作成	技術提案に基づき作成		
	II型	I型	S型	AIII型	AII型	AI型

総合評価の導入と工事成績評定点

(1) 総合評価落札方式の実施率と工事成績評定点の変化

■ 契約タイプ別では、価格競争よりも施工能力評価型、技術提案評価型の工事成績評定点の平均が高くなっている。



※H23年度以降の価格競争及びH29年度契約の工事については、完成した工事が少ないため参考値としている。

	H17件数	H18件数	H19件数	H20件数	H21件数	H22件数	H23件数	H24件数	H25件数	H26件数	H27件数	H28件数	H29件数
価格競争	7,088	2,385	2,054	827	223	193	76	34	50	77	13	20	18
総合評価(簡易型・標準Ⅱ型・施工能力評価型)	680	4,923	8,269	8,645	8,949	7,643	7,932	7,963	9,129	6,835	6,034	7,090	2,435
総合評価(旧標準型・標準Ⅰ型・技術提案評価型)	378	686	921	725	691	211	255	220	450	349	310	179	51

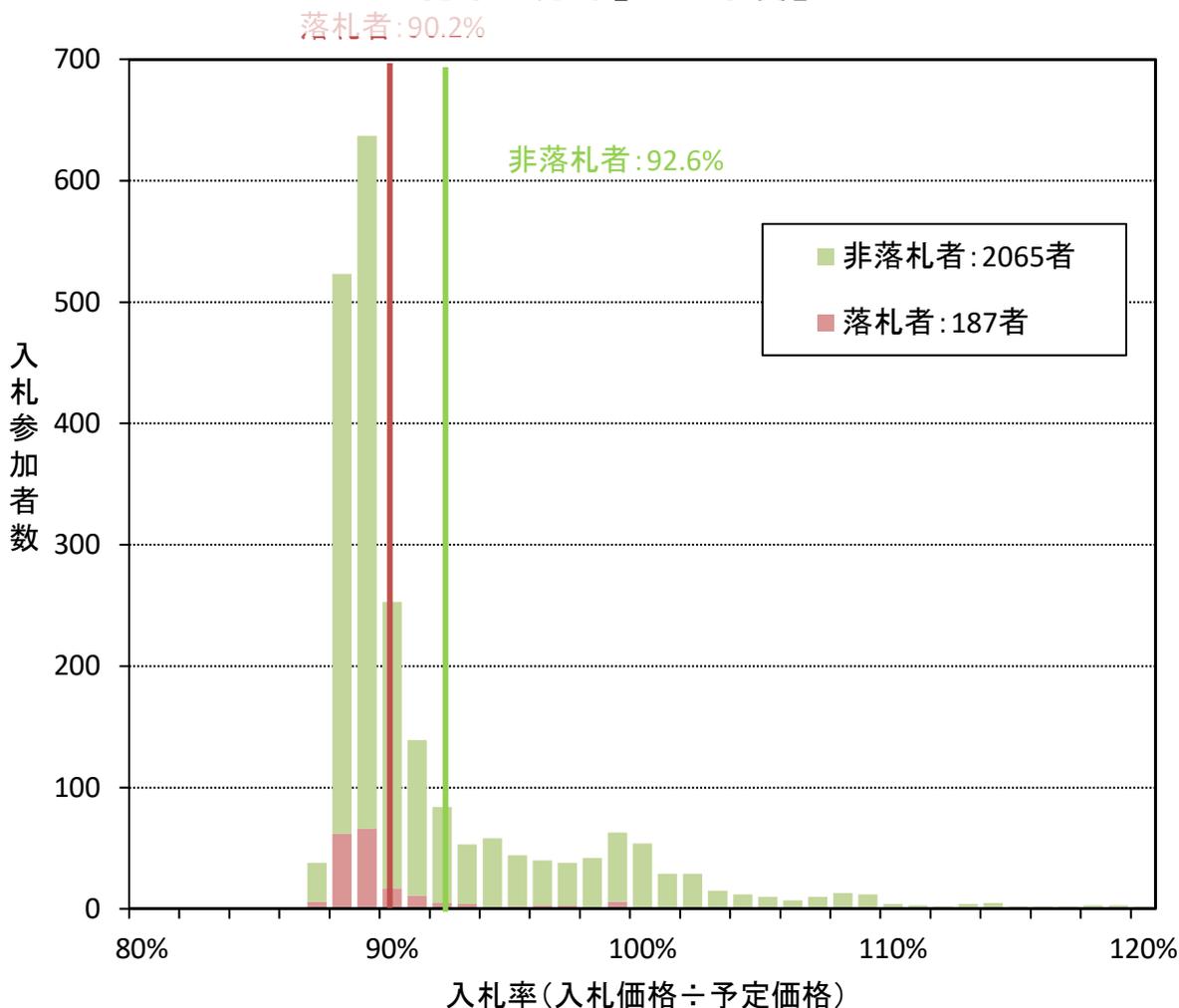
注1) 8地方整備局の工事を対象。(港湾・空港関係工事を除く)
 注2) 価格競争を含む
 注3) 注1)、注2)を満たす工事のうち、工事成績データ(平成29年度完成分まで)と契約データのマッチングができたものを対象

注4) 各年度の工事件数は契約年度別で整理
 注5) 平成26年度完成工事の価格競争には土砂災害の緊急復旧工事が含まれているため、工事成績評定点が高くなっている。

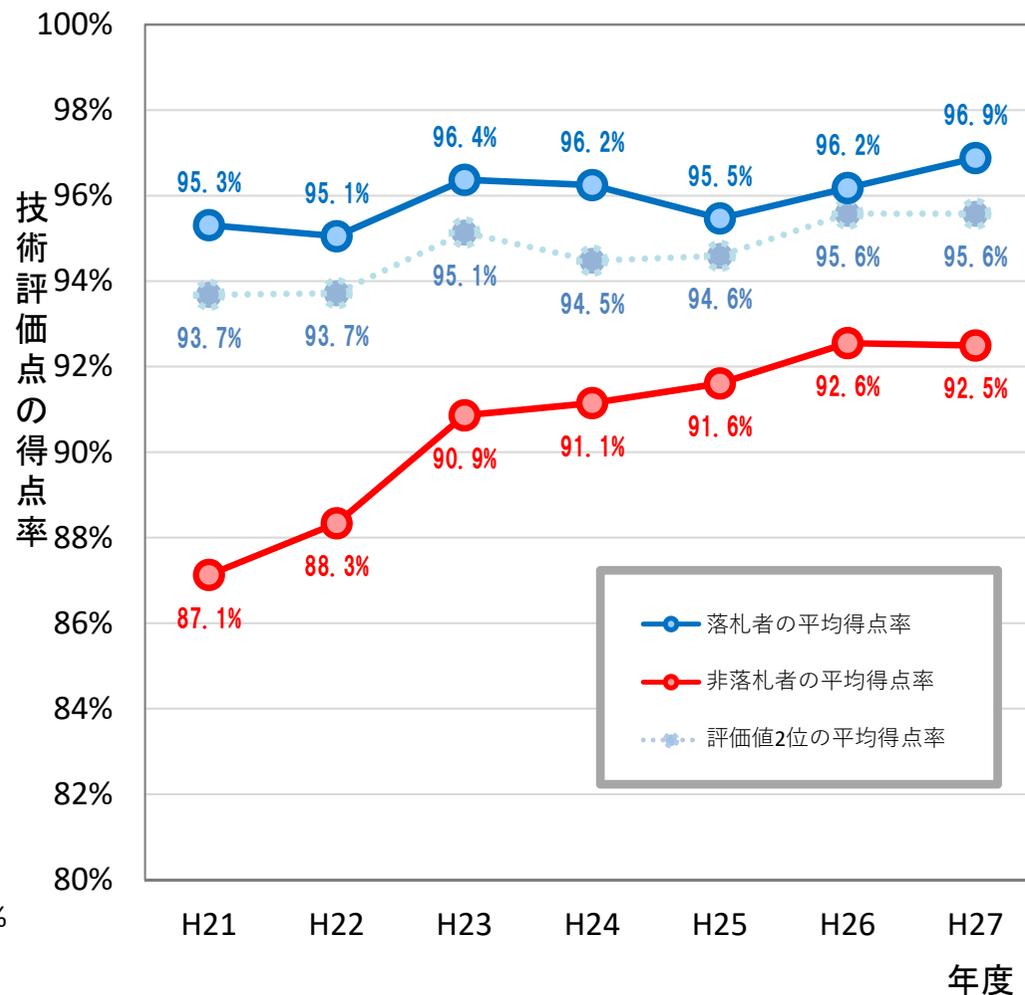
○ WTO技術提案評価型では、技術評価点の得点率について、落札者と非落札者の技術点差は経年的に縮小傾向にある。

WTO技術提案評価型

入札率の分布【H27年度】



技術評価点の得点率の推移



注1) H27年度契約の8地方整備局の工事を対象(港湾・空港関係工事を除く)。
 注2) 入札参加者数は、競争参加者数から無効・辞退等を除く。

注2) 「WTO技術提案評価型S型」はWTO標準型を含む。
 注3) 非落札者の平均得点率は、予定価格内入札者を対象に算出。

直轄工事の総合評価方式(施工能力評価型)の状況

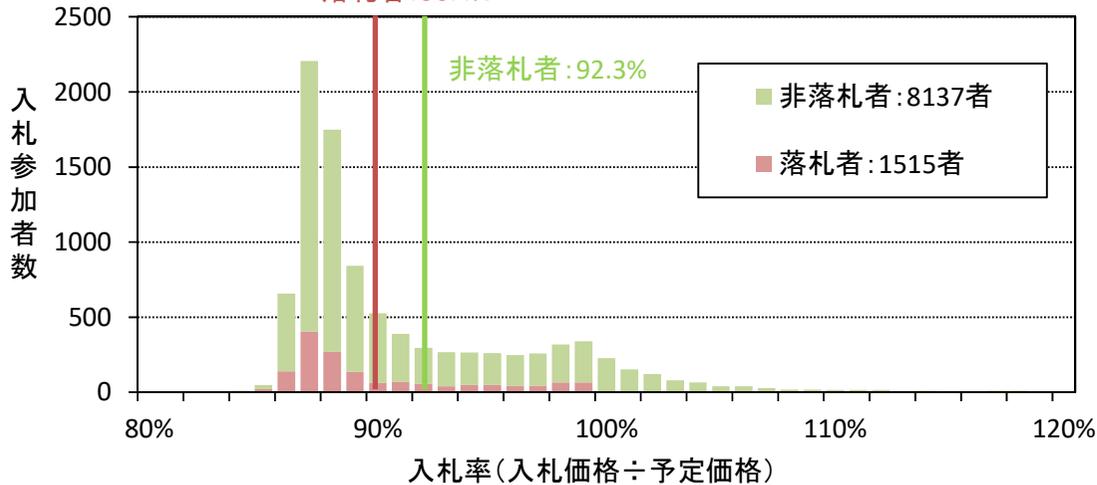
○ 施工能力評価型では、技術評価点の得点率について、落札者と非落札者の差に大きな経年的な変化は見られない。

入札率の分布【H27年度】

施工能力評価型(Ⅰ型)

落札者: 90.4%

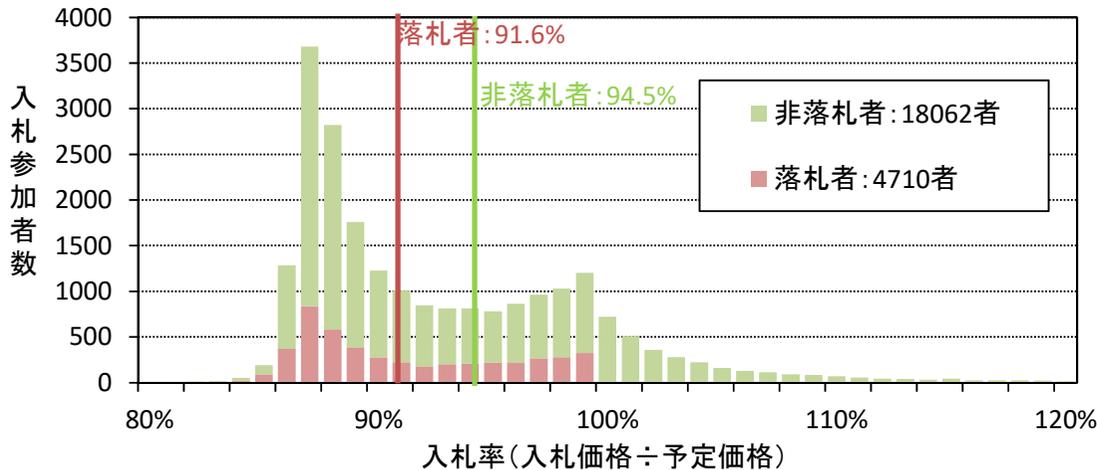
非落札者: 92.3%



施工能力評価型(Ⅱ型)

落札者: 91.6%

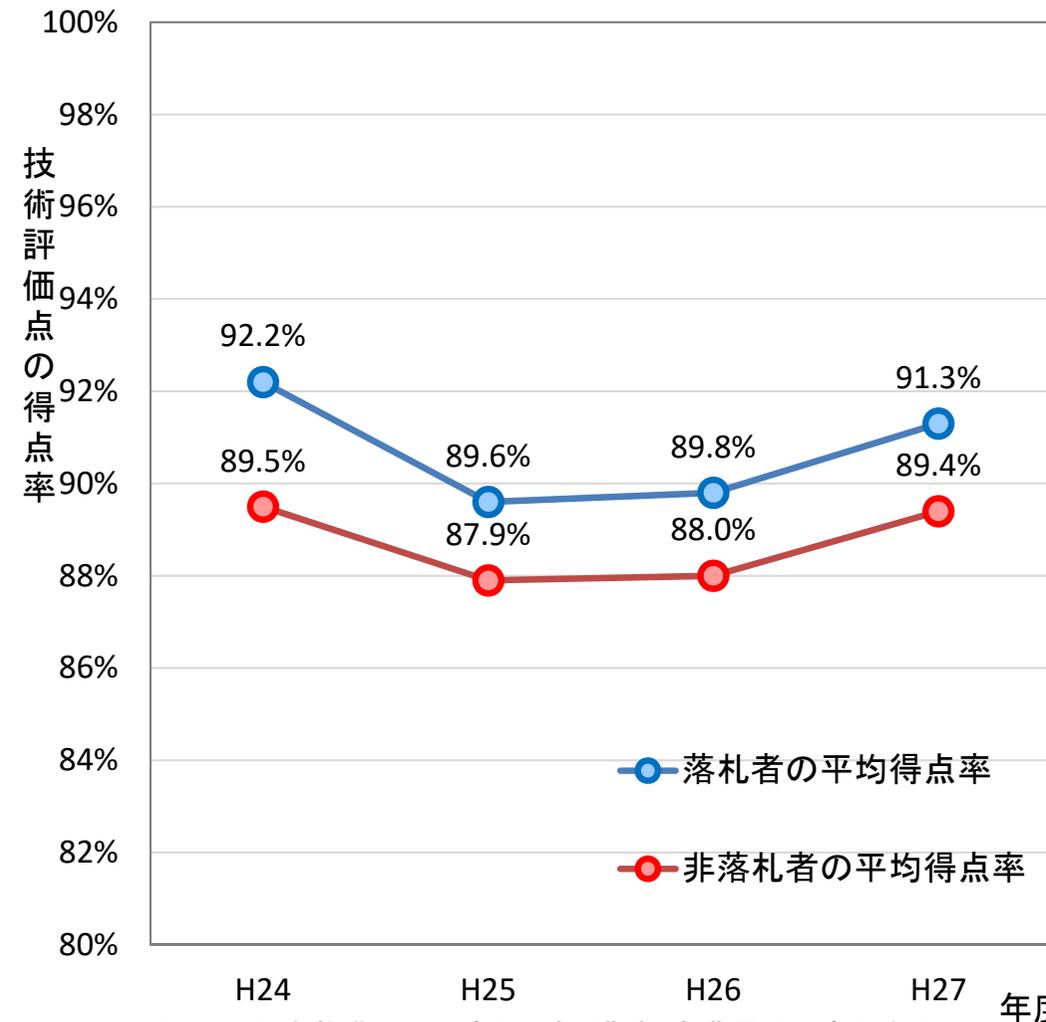
非落札者: 94.5%



注1) H27年度契約の8地方整備局の工事を対象(港湾・空港関係工事を除く)。
注2) 入札参加者数は、競争参加者数から無効・辞退等を除く。

技術評価点の得点率の推移

施工能力評価型(Ⅰ、Ⅱ型)



注1) 8地方整備局の工事を対象(港湾・空港関係工事を除く)。
注2) 非落札者の平均得点率は、予定価格内入札者を対象に算出。

総合評価落札方式の改善(二極化)の本格運用(H25年度～)

○施工能力の評価と技術提案の評価に二極化 ○施工能力の評価は大幅に簡素化 ○評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」策定(H25. 3)

品確法等の改正(H26. 6)

将来にわたる公共工事の品質確保の
担い手の中長期的な確保・育成

多様な入札契約方式の選択・活用
(段階的選抜方式、技術提案・交渉方式等)

地域的・政策的なニーズに対しても 柔軟な運用が可能となるようガイドラインを一部改正

主な改正ポイント

- | | |
|------------------|--|
| ① 多様な要素の評価 | 中長期的な技術者確保等の公共工事に関連する政策の推進の観点も踏まえ、総合評価項目案や評価方法等の一部を見直し |
| ② 男女問わず働きやすい環境整備 | 技術者評価において、原則として産休の期間等を評価期間の対象から除外することを明記 |
| ③ 段階的選抜方式の本格運用 | 一般競争入札方式における同方式活用に向けた考え方・手続等を整理 |

改正ポイント① 多様な要素の評価

○ 評価項目は、品質確保・品質向上の観点を中心に、公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保など公共工事に関連する政策の推進の観点も含め適宜設定

総合評価項目案【改正前】

資格要件・評価項目		施工能力評価型 I 型			施工能力評価型 II 型			
		参加要件	段階選抜	総合評価	参加要件	段階選抜	総合評価	
企業の能力等	同種工事の施工実績	○	○	○	○	○	○	
	工事成績	○	○	○	○	○	○	
	表彰	×	○	○	×	○	○	
	関連分野での技術開発の実績	×	△	△	×	△	△	
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況 (ISO 等)	×	△	△	×	△	△	
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	×	△	△	×	△	△	
	その他	△	△	△	×	△	△	
	地域精進 貢献度等	地理的条件	本支店営業所の所在地	△	△	△	△	△
			企業の近隣地域での施工実績の有無	△	△	△	△	△
		配置予定技術者の近隣地域での施工実績	△	△	△	△	△	△
		災害協定の有無・協定に基づく活動実績	×	△	△	×	△	△
		ボランティア活動等	×	△	△	×	△	△
	その他	×	△	△	×	△	△	
	技術者の能力等	資格	○	△	△	○	△	△
		同種工事の施工実績	○	○	○	○	○	○
工事成績		○	○	○	○	○	○	
表彰		×	○	○	×	○	○	
継続教育 (CPD) の取組状況		×	△	△	×	△	△	
その他		△	△	△	×	△	△	
監理能力 (ヒアリング)		×	×	△	×	×	×	
(施工計画)	施工計画	○	×	×	×	×	×	
	施工計画の適切性 (ヒアリング)	△	×	×	×	×	×	
	技術提案	×	×	×	×	×	×	
その他	施工体制	品質確保の実効性	×	×	△	×	△	
		施工体制確保の確実性	×	×	△	×	△	
手持ち工事量	△	×	×	△	×	×		

段階選抜方式は実施しない



総合評価項目案【改正後】

資格要件・評価項目		施工能力評価型 I 型			施工能力評価型 II 型			
		参加要件	段階的選抜	総合評価	参加要件	段階的選抜	総合評価	
企業の能力等	同種工事の施工実績	○	○	○	○	○	○	
	工事成績	○	○	○	○	○	○	
	表彰	×	○	○	×	○	○	
	関連分野での技術開発の実績	×	△	△	×	△	△	
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況 (ISO 等)	×	△	△	×	△	△	
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	×	△	△	×	△	△	
	その他 (手持ち工事量等)	△	△	△	△	△	△	
	地域精進 貢献度等	地理的条件	本支店営業所の所在地	△	△	△	△	△
			企業の近隣地域での施工実績の有無	△	△	△	△	△
		配置予定技術者の近隣地域での施工実績	△	△	△	△	△	△
		災害協定の有無・協定に基づく活動実績	×	△	△	×	△	△
		ボランティア活動等	×	△	△	×	△	△
	その他 (ボランティア活動等)	×	△	△	×	△	△	
	技術者の能力等	資格	○	△	△	○	△	△
		同種工事の施工実績	○	○	○	○	○	○
工事成績		○	○	○	○	○	○	
表彰		×	○	○	×	○	○	
継続教育 (CPD) の取組状況		×	△	△	×	△	△	
その他		△	△	△	×	△	△	
監理能力 (ヒアリング)		×	×	△	×	×	×	
(施工計画)	施工計画	○	×	×	×	×	×	
	施工計画の適切性 (ヒアリング)	△	×	×	×	×	×	
	技術提案	×	×	×	×	×	×	
その他	施工体制	品質確保の実効性	×	×	△	×	△	
		施工体制確保の確実性	×	×	△	×	△	
手持ち工事量	△	×	×	△	×	×		

段階的選抜方式は実施しない

(凡例) ○:必須 △:選択 ×:非設定

(凡例) ○:必須 △:選択 ×:非設定

改正ポイント② 男女問わず働きやすい環境整備

○ 配置予定技術者について、出産・育児等で休業していた期間も考慮して評価

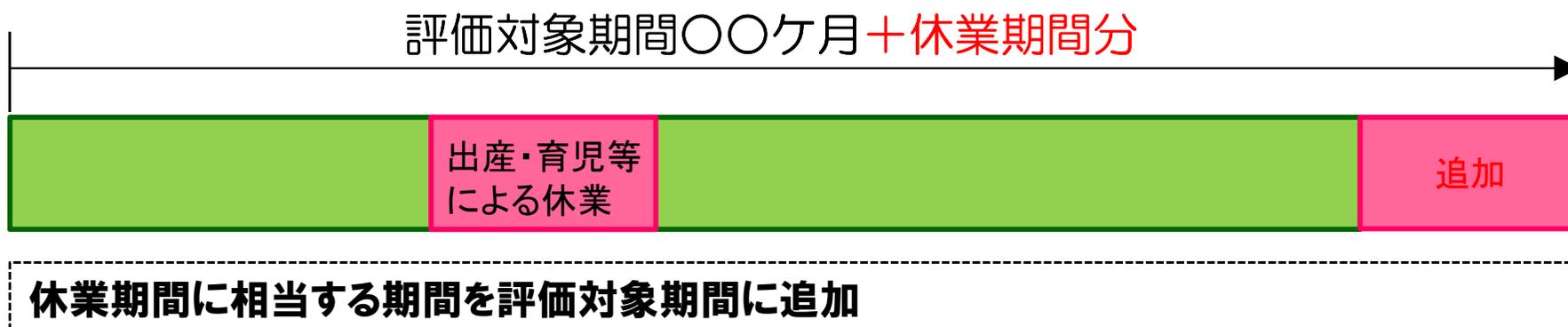
⇒ 国交省直轄工事における総合評価落札方式において原則化（H28.4 ガイドライン改定）

配置予定技術者が評価対象期間に出産・育児等で休業していた場合

■評価対象期間【改定前】



■評価対象期間【改定後】



改正ポイント③ 段階的選抜方式の本格運用

- 受発注者双方の事務量の軽減、適正な審査の確保を目的として、品確法基本方針※に基づき、一般競争入札方式の総合評価落札方式の過程の中で行う
- 技術提案を求める競争参加者数が比較的多くなることが見込まれる工事等において、活用を検討する

※「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成26年国土交通省告示第1040号)

表 段階的選抜方式の適用における考え方

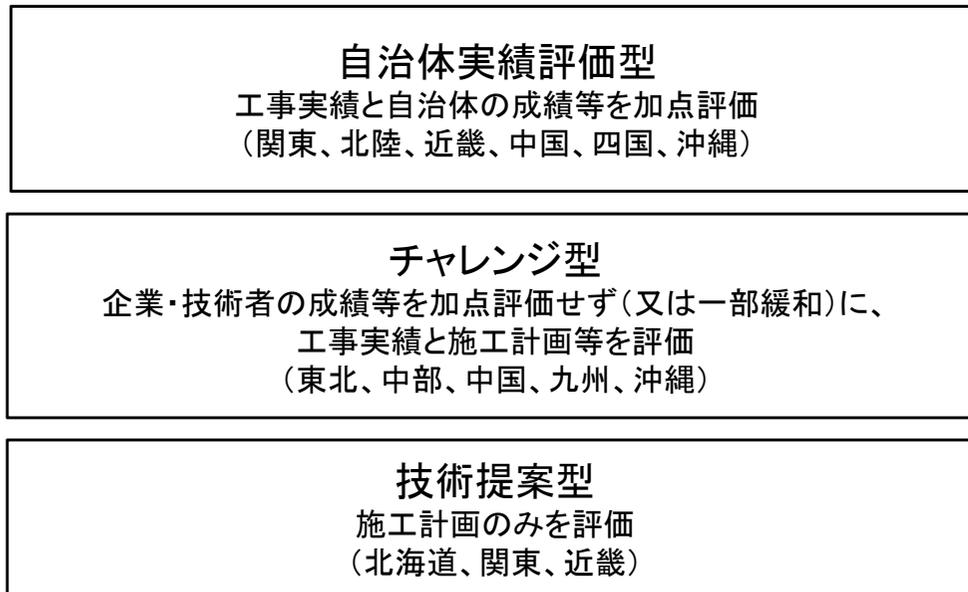
総合評価タイプ		技術提案評価型		施工能力評価型 I型	施工能力評価型 II型
		A型	S型		
適用の考え方		技術提案を求める競争参加者数が比較的多くなることが見込まれる工事において活用を検討		ヒアリングを行う競争参加者を絞り込む必要がある場合に実施できる※1	段階的選抜方式を行わない
絞り込みの考え方		一次審査における各順位者の落札可能性を考慮する			
評価方法	一次審査	企業の能力等及び技術者の能力等 (工事实績、成績、表彰等)			
	二次審査 ※2	技術提案	(WTO対象) 技術提案 (WTO対象外) 企業の能力等及び 技術者の能力等 +技術提案等	企業の能力等及び 技術者の能力等 +ヒアリング項目等 (監理能力等)	

※1 高知県の入札談合事案を踏まえた手続きの見直しの対象工事【同時提出型】については、実施しない。 ※2 評価項目には、この他に施工体制（選択）等がある。

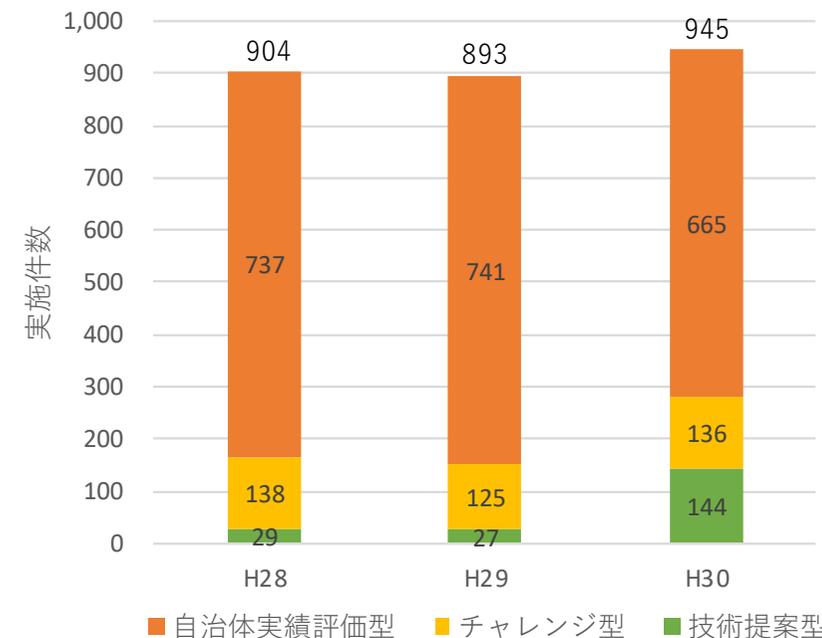
チャンス拡大方式

- 十分な技術力を持つにも関わらず評価対象となる実績等を持たない企業や技術者に対しても受注機会の拡大を図るため、工事の規模や受注状況、地域の実情等を踏まえ、実績等にとらわれないチャンス拡大方式(いわゆるチャレンジ型や自治体評価型など)を各地方整備局で試行

チャンス拡大方式



チャンス拡大方式実施件数



※H30は今後見込みを含む

<R元年度の方針>

- 十分な技術力を持つにも関わらず評価対象となる実績等を持たない企業や技術者に対しても受注機会が拡大されるよう、工事の規模や地域の実情に応じて、実績等にとらわれない評価項目の設定に努めること。
- 都道府県等の他の発注機関における実績についても、評価項目として積極的に活用すること。

- 直轄工事毎の一般競争入札の実施にあたっては、分離・分割発注の推進、本店所在地等の地域要件の設定、災害時の活動実績の加点評価など、受注機会確保の観点で「地域企業に配慮した発注施策等」を推進。

(1) 分離・分割発注の推進

公共工事においては、公共事業の効率的な執行を通じたコスト縮減を図る観点から、適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、国等は、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努める

平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針(平成30年9月7日 閣議決定)

(2) 地域要件の設定

地域企業に配慮し、直轄工事毎の競争参加資格として、施工県内における本店所在地等の地域要件を設定※

※公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成26年9月30日 閣議決定)

一般土木	予定価格	等級区分	地域要件※1	企業形態※2
	7.2億円	A	設定無し	全国企業
WTO (6.8億円)	3.0億円	B	地整管内 本支店・営業所	
	0.6億円	C	県内(地域内) 本支店・営業所	地域企業
		D	県内本店かつ 地域内本支店・営業所	

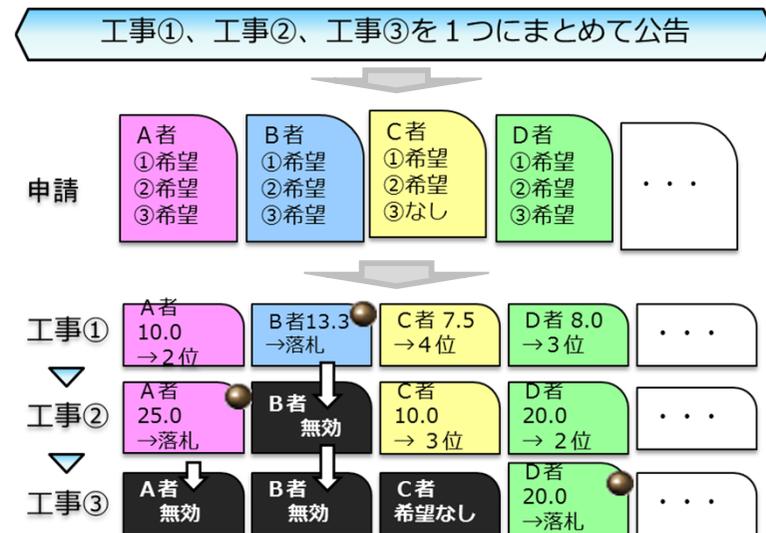
(3) 総合評価落札方式における技術点評価

地域企業に配慮し、本店の所在地等や災害協定の有無、協定に基づく災害時の活動実績を加点評価

○ 地域企業の受注機会の確保に加え、中長期的な担い手の確保・育成の観点から地域企業の受注機会の拡大に向けた取り組みを実施

(1) 一括審査方式

参加資格要検討を共通化できる複数工事の発注が同時期に予定されている場合において、一括で技術審査を実施。複数者が複数の工事を同時に入札することができる。



(2) チャンス拡大方式

実績(直轄工事の点数や表彰)を加味しない評価方式。直近の直轄工事の経験のない企業にも入札参加を促す。

- ・当該年度施工額が、**3億円未満までは、A評価(5点)**とする
- ・当該年度施工額が、3億円以上となった時点で、「当該工事種別の地整内当該年度施工額/当該工事種別の過去5か年の平均施工額」で評価する

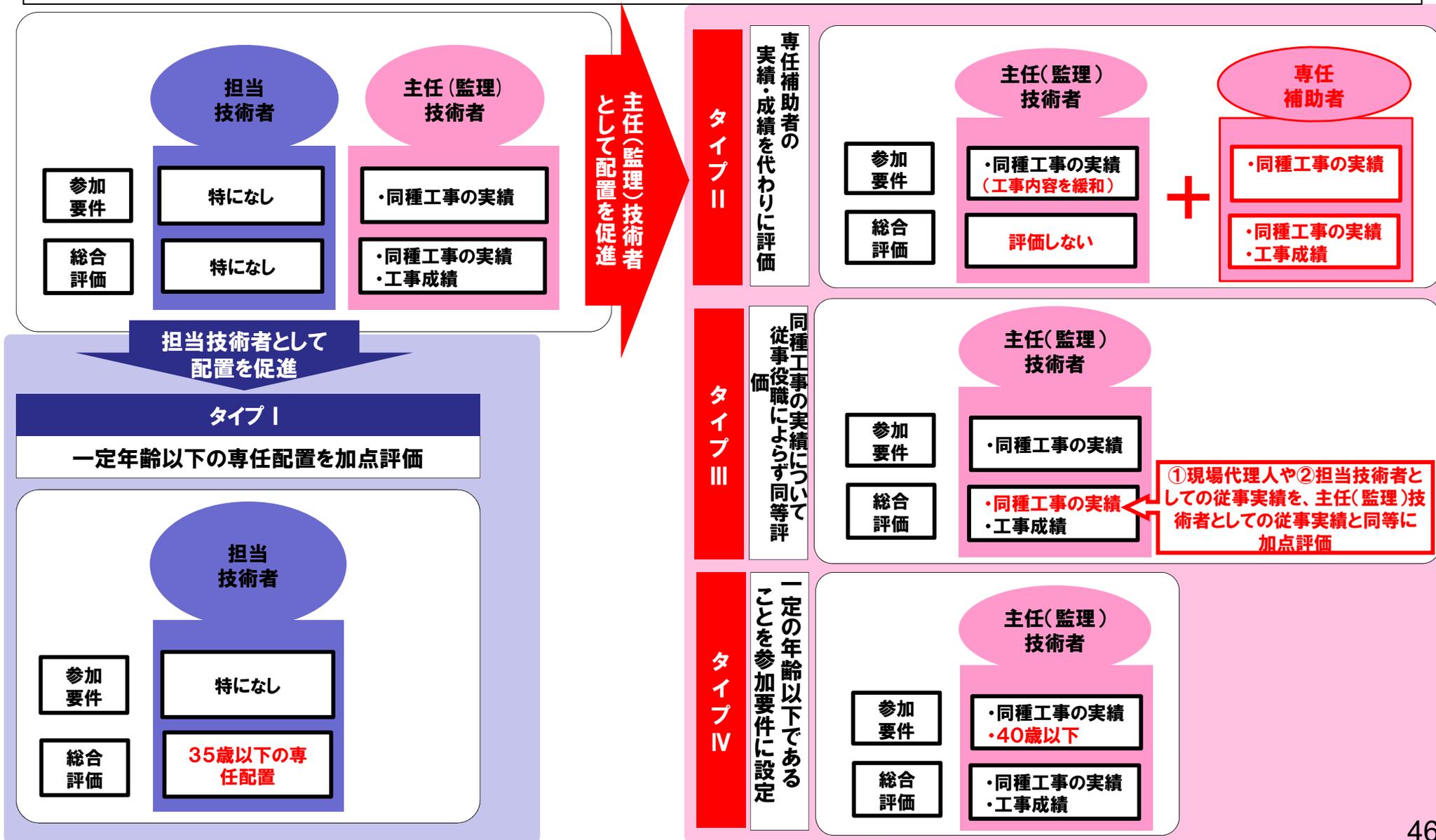
(3) 手持ち工事量による評価

工事の手持ち状況によって配点に差をつけることで、より多くの地域企業の受注機会を確保。

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	配点
企業の能力等	手持ち工事量の状況	当該工事種別の地整内当該年度施工額が 3億円未満の場合には、A評価とし、3億円以上の場合は、以下を適用。	5段階	【3億円未満】:A	A:5.0 B:3.75 C:2.5 D:1.25 E:0
		当該工事種別の地整内当該年度施工額÷当該工事種別の過去5年度の地整内平均施工額		【3億円以上】 0.2未満:A、 0.4未満:B、 0.6未満:C、 0.8未満:D、 0.8以上:E	

若手技術者の配置を促す入札契約方式(工事)

- 若手技術者の現場配置を促すため、様々なタイプの試行を平成25年より実施。
- 平成30年度より、**タイプⅢ(現場代理人での同種実績を同等評価)**については、**全面導入**するなど取り組みを拡大。



直轄工事におけるWLB関連認定制度を活用した評価の実施

○平成30年度から、一般土木A等級等の工事において、**認定制度を活用した評価を全面的に実施。**

○評価方法(段階的選抜方式において評価)

通常

企業の実績・成績等

技術者の実績・成績等



WLB推進企業を加点評価

段階的選抜 評価項目	評価基準
その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)策定している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

○ 品確法^{*}第18条において、工事の仕様の確定が困難である場合に適用できる「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」を規定。

^{*} 公共工事の品質確保の促進に関する法律

○ 国土交通省直轄工事において本方式を適用する際、参考となる手続等を定めたガイドラインを策定。

<主なポイント>

1. 適用工事の考え方を明記

① 発注者が最適な仕様を設定できない工事

例：国家的な重要プロジェクト開催までに確実な完成が求められる大規模なものである一方、交通に多大な影響を及ぼすため、工事期間中の通行止めが許されないことから、高度な工法等の活用が必要な高架橋架け替え工事

② 仕様の前提となる条件の確定が困難な工事

例：構造的に特殊な橋梁における大規模で複雑な損傷の修繕工事

2. 契約タイプとして3つの類型から選定

1) 設計・施工一括タイプ

⇒ 優先交渉権者と価格等の交渉を行い、設計及び施工の契約を締結

2) 技術協力・施工タイプ

⇒ 優先交渉権者と技術協力業務を締結。別契約の設計に提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、施工の契約を締結

3) 設計交渉・施工タイプ

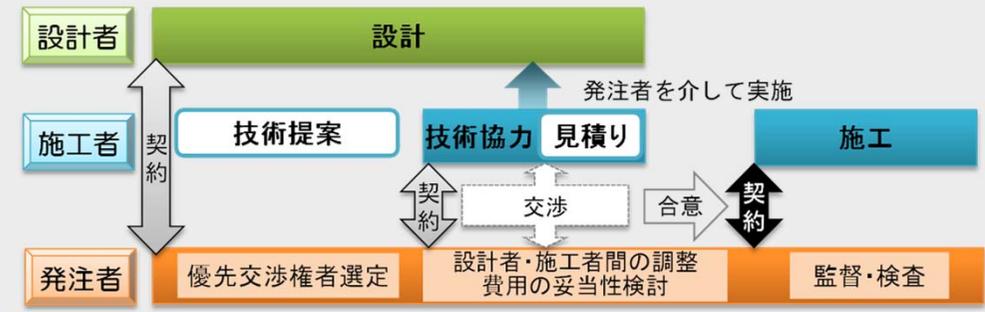
⇒ 優先交渉権者と設計業務を締結。設計の過程で価格等の交渉を行い施工の契約を締結

各契約タイプにおける手続の流れ

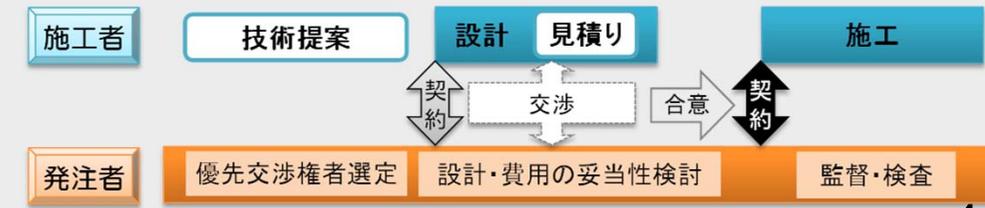
1) 設計・施工一括タイプ



2) 技術協力・施工タイプ



3) 設計交渉・施工タイプ



国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の実施例

R元.7現在

	業務 公告月	地整	場所	契約タイプ	工事件名	工事契約日	工事完了日
①	H28.5	近畿	大阪府	設計交渉・ 施工	国道2号淀川大橋床版取替他工事	H29.1.31	施工中
②	H28.7	九州	熊本県	技術協力・ 施工	熊本57号災害復旧 二重峠トンネル(阿蘇工区) 工事	H29.3.10	施工中
③		九州	熊本県	技術協力・ 施工	熊本57号災害復旧 二重峠トンネル(大津工区) 工事		
④	H28. 12	北陸	石川県	技術協力・ 施工	国道157号犀川大橋橋梁補修工事	H29.10.31	H30.7.31
⑤	H30.5	近畿	兵庫県	技術協力・ 施工	名塩道路城山トンネル工事	H31.3.13	施工中
⑥	H29.9	中国	岡山県	技術協力・ 施工	国道2号大樋橋西高架橋工事	手続き中	—
⑦	H30.1	中部	静岡県	技術協力・ 施工	1号清水立体八坂高架橋工事	手続き中	—
⑧	R元.6	近畿	奈良県	技術協力 ・施工	赤谷3号砂防堰堤工事	手続き中	—
⑨	R元.7	関東	神奈川県	技術協力 ・施工	国道1号矢沢高架橋耐震補強・補修工事	手続き中	—

○迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめたガイドラインを作成(平成29年7月)。地方公共団体に対しても、ガイドラインを参考として、随意契約等を適用するよう通知するとともに、地域発注者協議会を通じて内容を周知。

○平成30年7月豪雨での災害復旧工事では、直轄で、約230件(H30.11末時点)の工事で随意契約を活用。

災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン

■構成

1. 入札契約方式選定の基本的考え方
2. 地方公共団体との連携等
3. 大規模災害における入札契約方式の適用事例
参考資料：入札契約方式の関係図書

■対象とした災害

災害名	主な被災地	日時
東日本大震災	東日本エリア	H23.3.11
紀伊半島大水害	奈良県等	H23.9.4
広島豪雨土砂災害	広島県等	H26.8.19
関東・東北豪雨鬼怒川水害	茨城県等	H27.9.9
平成28年熊本地震	熊本県等	H28.4.16

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧	極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実施実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性(本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等)
本復旧		指名競争	有資格業者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社(本店)、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧		通常的方式によって迅速な対応が可能な場合	通常的方式(一般競争・総合評価落札方式他)

平成30年7月豪雨での随意契約の状況(H30.11.30現在)

	工事	業務
全国	約230件	約120件
うち岡山県、広島県、愛媛県	約140件	約30件

災害復旧における適切な入札契約方式の適用についてガイドライン掲載HP
http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000434.html

【確実な施工確保、不調・不落対策】**① 指名競争におけるダンピング対策**

例)発注者の監督・検査等、受注者側の技術者体制の強化、施工体制確認型総合評価方式の適用等

【発注関係事務の効率化】**② 一括審査方式の活用**

受発注者の発注関係事務を効率化するため、複数工事の提出資料を同一とする一括審査方式を活用

【担い手の確保】**③ 地域企業の参加可能額の拡大**

地域企業を中心となる一般土木C等級企業を対象とする工事価格帯の上限を変更

④ 地域維持型JV等の活用

地域の参加企業を確保し、施工体制を確実にするためJV制度を活用

【迅速な事業執行】**⑤ WTO対象となる大規模工事における災害時の入札契約方式**

緊急性の高い場合、随意契約等の適用や一般競争方式における手続き期間の短縮等を検討
例)H23紀伊半島水害、H28熊本地震において、WTO規模の工事で随意契約を適用

【早期の復旧・復興に向けた取組】**⑥ 復興係数、復興歩掛等の導入**

確実な施工を確保するため、実態を踏まえた復興係数の導入等により、適切な予定価格を設定

⑦ 事業促進PPP・ECI方式等の活用

官民の技術力を結集するなどにより、円滑かつ迅速な事業の実施

4. 調査・設計業務発注での取り組み

調査・設計業務における総合評価落札方式の導入

【H19まで：価格競争方式が主体】

- 最も価格の低いものが落札（価格のみで決定）
技術力が低いものでも落札でき、成果品の品質に懸念

財務省との包括協議成立
(平成20年5月2日財計第1279号)

【プロポーザル方式】

- 当該業務の内容が技術的に高度なものまたは専門的な技術が要求される業務であって、**提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務**

なお、上記考え方を前提に、業務の予定価格を算出に当たって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する業務※

※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる

【H20～：総合評価落札方式の導入で技術競争にシフト】

- 価格に加え技術を評価
- 総合評価点 = **価格点** + **技術点**
(⇒加算方式を採用)
- 価格点**と**技術点**の配分 = 1:1～1:3 (価格点20～60点:技術点60点)
平成17年度1件、平成19年度23件試行済、
平成20年度本格導入(381件)、平成21年度(3,405件)

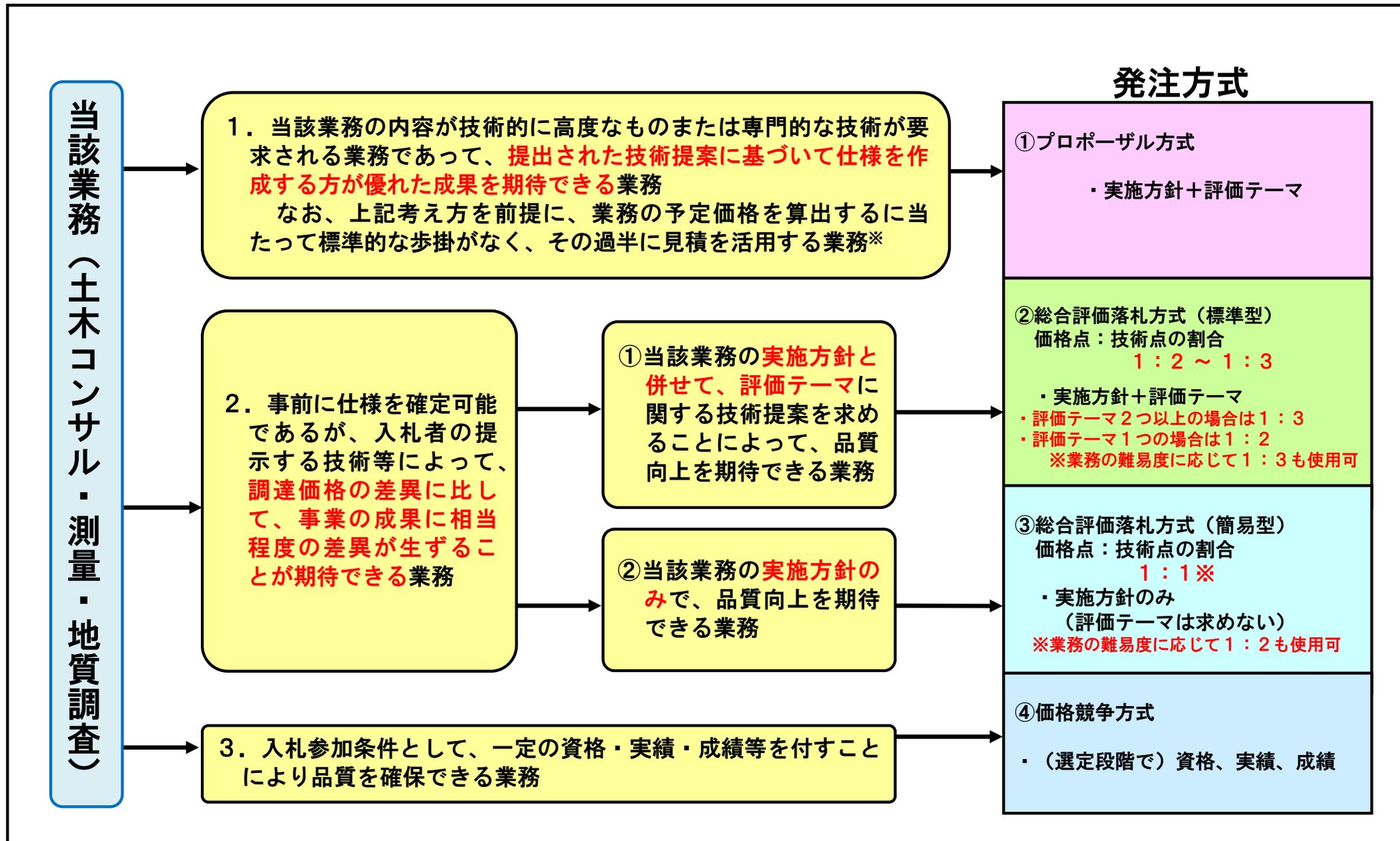
○技術点の配点例

- ・業務への取組方針：業務実施の着眼点・実施方針
- ・技術提案：評価テーマに対する提案
- ・技術者資格：技術者資格及びその専門分野
- ・業務執行技術力：同種及び類似の業務実績・業務成績
- ・専任性：手持ち業務の金額及び件数

計 60点

- 価格点** = 20～60 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

発注方式の選定フロー



※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる

発注方式選定表の改定

改定の背景・経緯

H26.2.28

●平成25年度 調査設計懇談会

受注者の意見も踏まえ、
新たな発注方式選定表
を各事業毎に作成

H26.6.16

●平成26年度 試行の開始

・新たな「発注方式選定表(試行案)」

実施状況の把握

- ①新たな発注方式選定表の適合分析
- ②受発注者へのアンケート調査

H27.8.25

●平成27年度 調査設計懇談会

・報告

H27.11.24

ガイドラインの改定

河川事業	推奨発注方式	業務細目	発注件数(H25年度契約)				計	推奨発注方式 適合率
			プロポ	総合評価	価格競争	特命随契		
プロポ		環境調査・分析(高度)	121	45	24	0	190	64%
総合評価		施設健全度調査	36	40	14	0	90	44%
総合評価		堤防・護岸設計	54	277	106	5	442	63%
総合評価		河川構造物 詳細設計 (樋門・樋管・排水機場等)	37	184	47	1	269	68%
総合評価	価格	耐震調査	27	43	9	0	79	66%
価格		施設点検調査	20	48	38	2	108	35%

- ①総合評価落札方式等を標準とする業務の中にプロポーザル方式により発注すべき業務があるのではないか。
- ②プロポーザル方式で実施すべき業務が他方式で実施されていることにより、成果品質の低下を招く恐れはないか。

方向性①

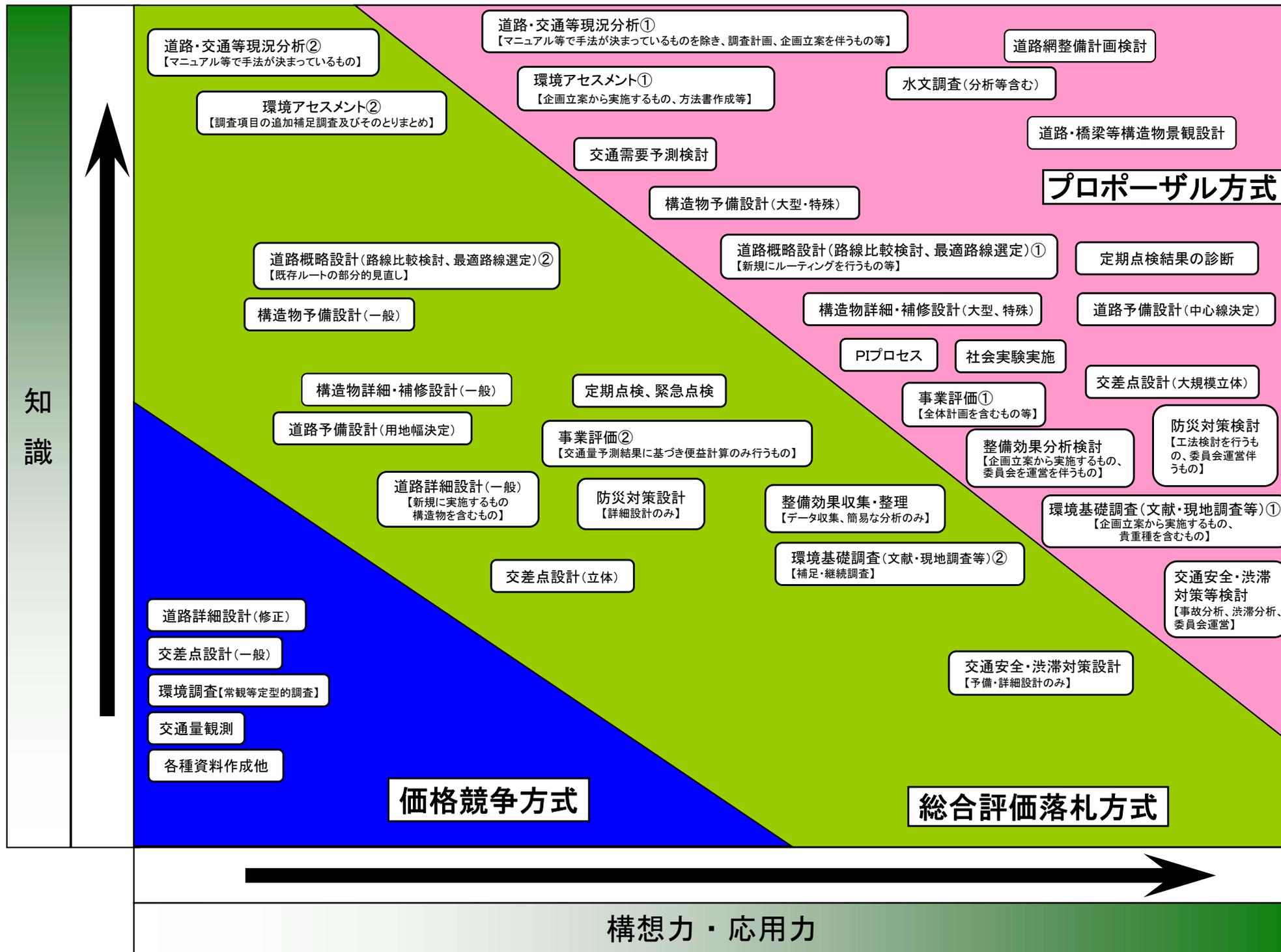
プロポーザルなど、それぞれの方式で実施すべき業務の内容、
選定の考え方を明確化

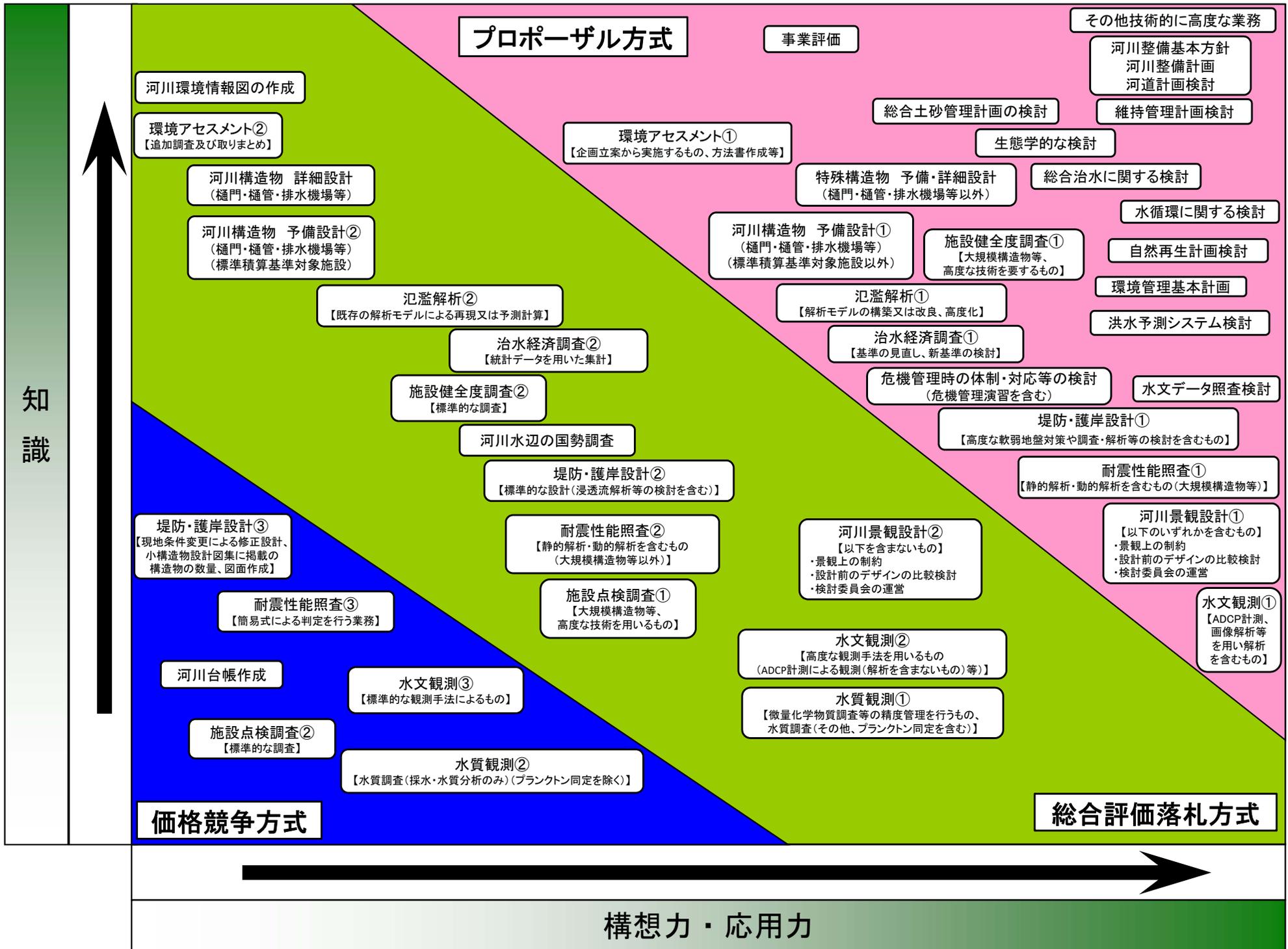
方向性②

適切に発注方式が選定できる選定表の作成

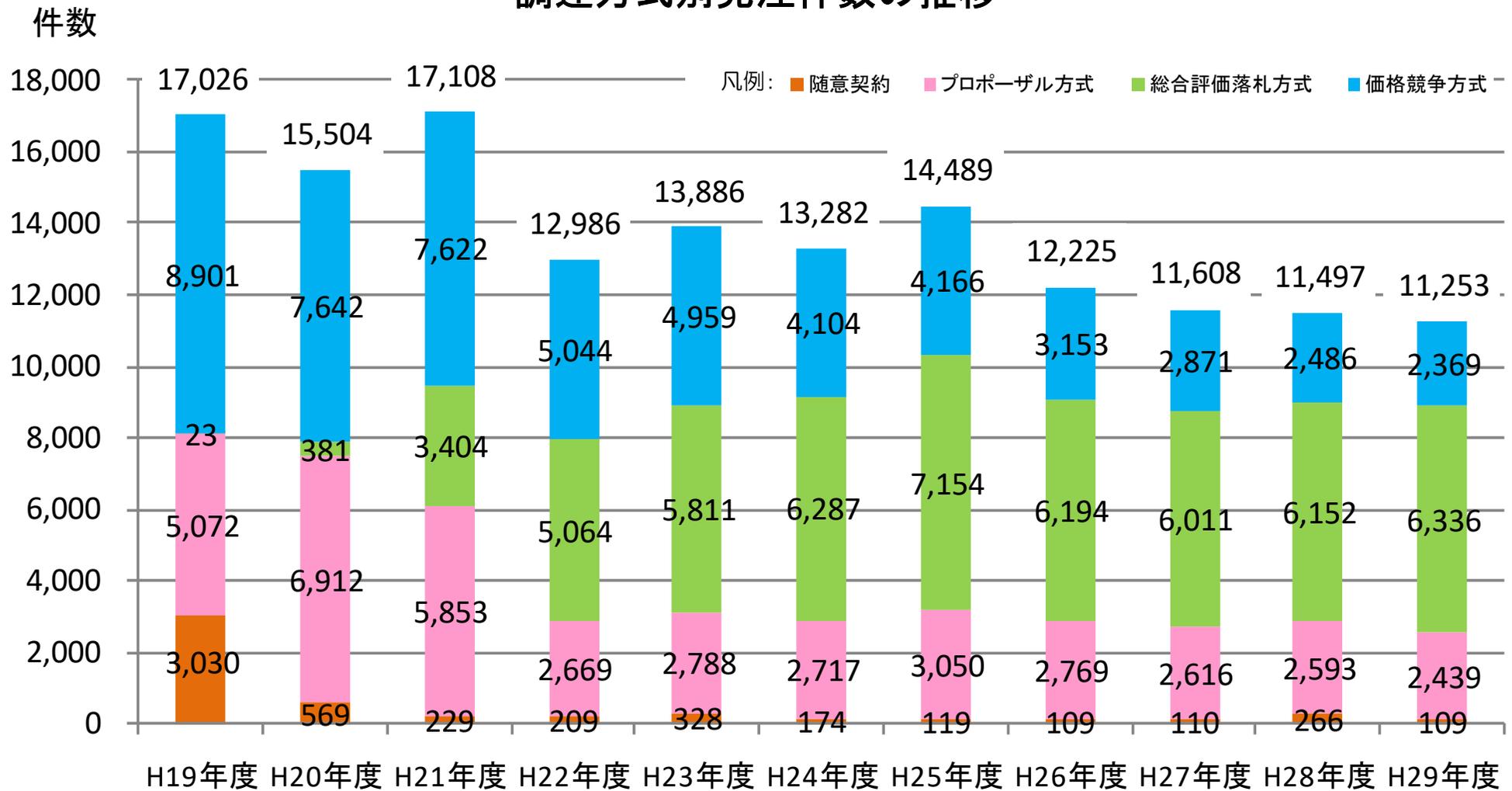
新たな発注方式選定表により適正化

【道路事業】





調達方式別発注件数の推移



国土交通省技術者資格登録制度について

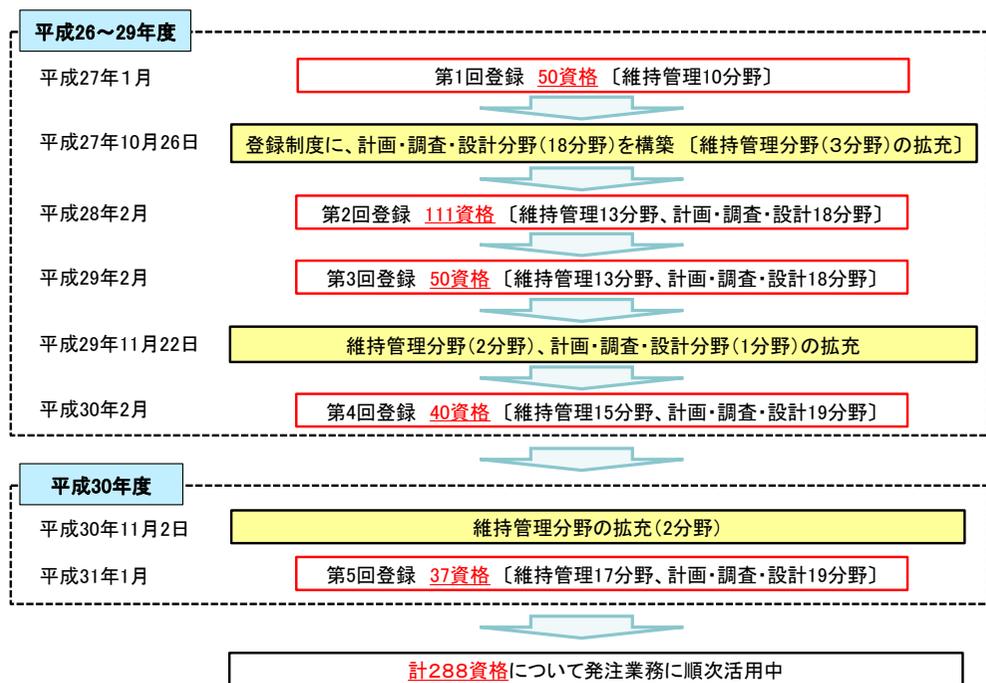
【現状】

※・品確法:公共工事の品質確保の促進に関する法律

- 平成26年の改正品確法^(※)第24条において、調査及び設計に関し、資格等による技術者の能力の適切な評価等を規定
- 国土交通省では、**点検・診断等の業務の質の確保を図るとともに**、活用を通じ技術者の技術研鑽を促すことにより、**社会資本の維持管理を担える技術者を育成・確保するために**、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会 技術者資格制度小委員会の議論を経て、**民間資格を登録する制度を構築**(H26.11技術者資格登録規程の告示)
- 現在、**288**資格が登録され、発注時の総合評価落札方式において加点評価を行い活用

【経緯】

既存の民間資格を評価し、必要な技術水準を満たす資格を登録する制度を構築(H26.11.28登録規程告示)



【分野別登録】

●維持管理分野(点検・診断等業務)

施設等名	登録資格数					計
	H27.1	H28.2	H29.2	H30.2	H31.1	
橋梁(鋼橋)	16	13	13	4	4	50
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	6	7	55
トンネル	5	13	8	3	1	30
舗装	-	-	-	9	1	10
小規模附属物	-	-	-	7	2	9
道路土工構築物(土工)	-	-	-	-	14	14
道路土工構築物(シェッド・大型カルバート等)	-	-	-	-	8	8
堤防・河道	-	0	0	4	0	4
砂防設備	1	1	0	0	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	0	0	3
下水道管路施設	-	1	1	0	0	2
海岸堤防等	4	0	2	0	0	6
港湾施設	4	0	0	3	0	7
空港施設	0	1	0	0	0	1
公園(遊具)	0	4	0	0	0	4
土木機械設備	-	2	0	0	0	2
計	50	49	37	36	37	209

●計画・調査・設計分野

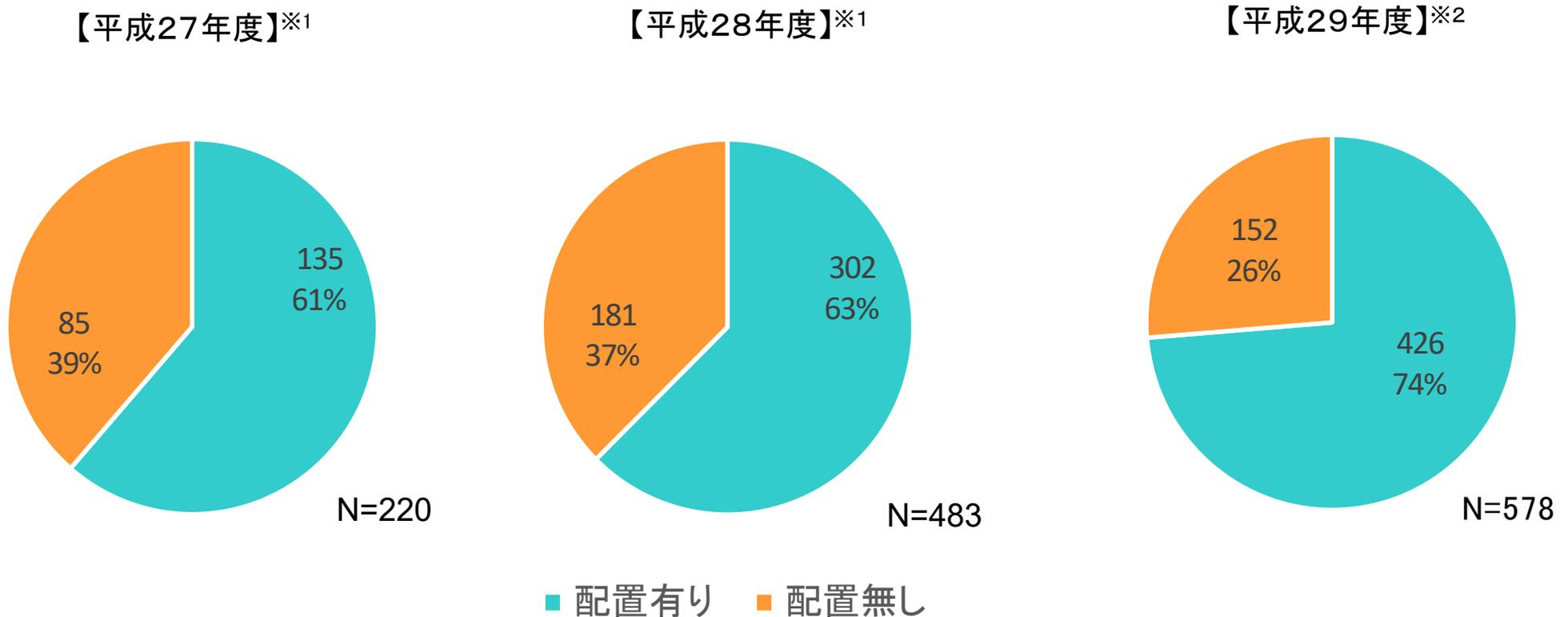
施設等名	登録資格数				計
	H28.2	H29.2	H30.2	H31.1	
道路	3	3	0	0	6
橋梁	3	1	0	0	4
トンネル	2	1	0	0	3
河川・ダム	2	1	0	0	3
砂防	2	0	0	0	2
地すべり対策	2	0	0	0	2
急傾斜地崩壊等対策	3	0	0	0	3
海岸	12	4	0	0	16
港湾	14	0	0	0	14
空港	1	0	0	0	1
下水道	1	0	0	0	1
都市計画及び地方計画	1	0	0	0	1
都市公園等	2	0	0	0	2
建設機械	1	0	0	0	1
土木機械設備	1	0	0	0	1
電気施設・通信施設・制御処理システム	1	0	0	0	1
地質・土質	9	3	1	0	13
宅地防災	-	-	1	0	1
建設環境	2	0	2	0	4
計	62	13	4	0	79

登録資格数 延べ288資格

登録資格一覧: <http://www.mlit.go.jp/common/001271342.pdf> 60

○ 維持管理分野(点検・診断等業務)における登録資格保有者の配置割合は、年々増加している。

■ 対象業務(維持管理分野 点検診断のみ)



※1 : 国土交通省公表資料より

※2 : 受注企業を対象に入札参加時等の申請書類に記載された情報を元に集計

国土交通省発注業務の入札(総合評価落札方式等)における配置予定技術者の参加要件として、登録資格を有する技術者の配置を資格要件とする。

○配置予定技術者の参加要件(例)

『H27.11_建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン』より

① 予定管理技術者

予定管理技術者については、下記に示す条件を満たす者であること。

1) 下記のいずれかの資格を有する者

① 技術士

博士(※研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)

② 国土交通省登録技術者資格

③ 上記以外のもの(国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)

国土交通省発注業務での国土交通省登録資格の評価(例)

○国土交通省発注業務の入札(総合評価落札方式等)における技術力の評価において、登録資格を有する技術者を配置する場合に加点評価

従前(平成26年度まで)

平成27年度～

○管理技術者の評価(例)

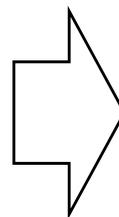
①国家資格 ・技術士	3点
②民間資格	1点



①国家資格 ・技術士	3点
②国土交通省登録資格	<u>2点</u>
③上記以外の民間資格	1点

○担当技術者の評価(例)

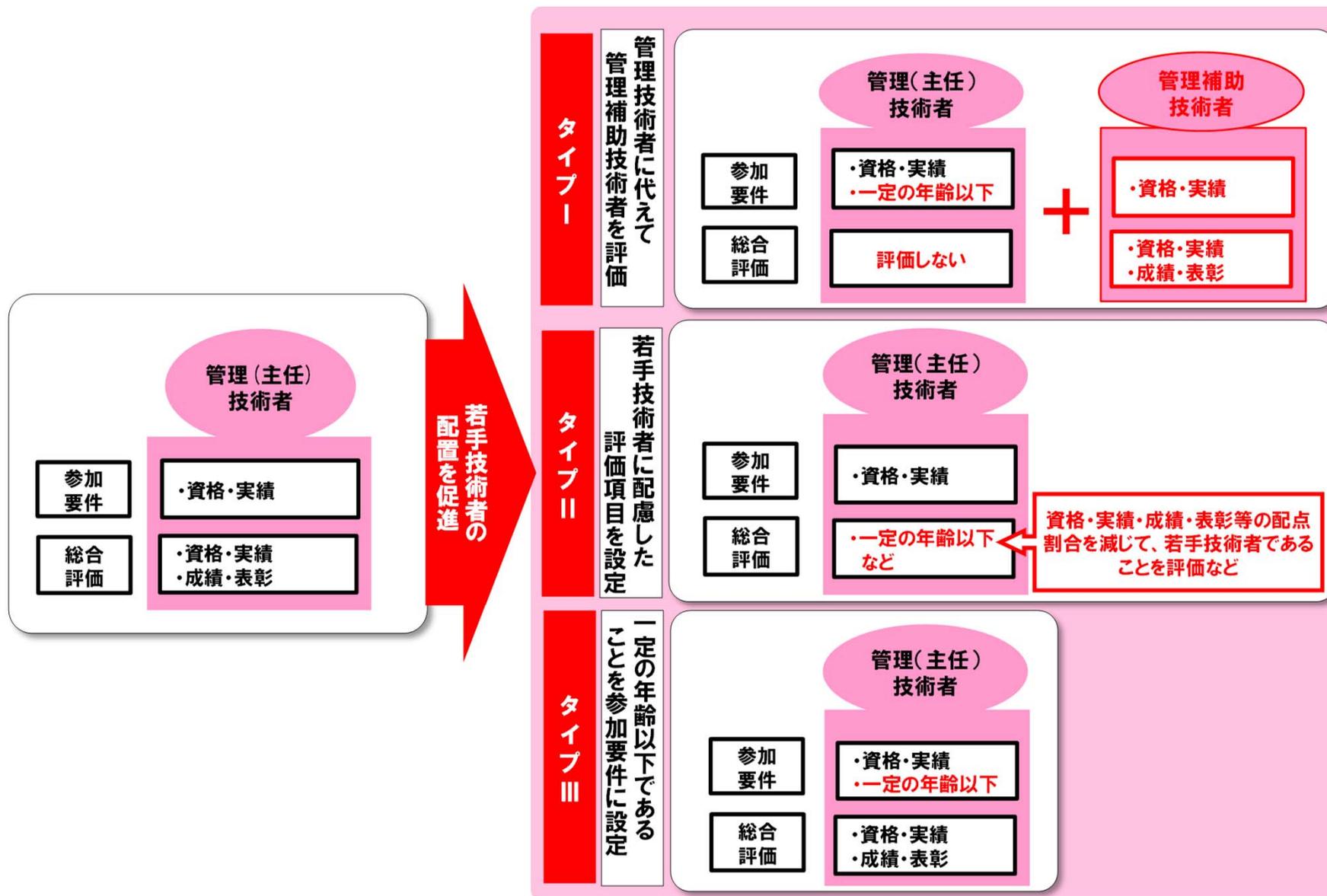
①国家資格 ・技術士	2点
②民間資格	1点



①国家資格 ・技術士	<u>2点</u>
②国土交通省登録資格	
③上記以外の民間資格	1点

若手技術者の配置を促す入札契約方式(業務)

- 若手技術者の現場配置を促すため、様々なタイプの試行を平成26年より実施。
- 平成30年度はタイプ I の対象件数を拡大(H28:約500件→H29:約1,400件→H30:拡大)。



事業促進PPPに関するガイドラインの策定（平成31年3月）

- 平成24年度以降、三陸沿岸道路等の復興道路事業等において、事業促進PPPを導入
- 事業促進PPPを必要なときに速やかに導入するため、標準的な実施手法、業務内容、仕様書の記載例等を示すガイドラインを策定。

<主なポイント>

1. 適用事業

- 1) 大規模災害復旧・復興事業
- 2) 平常時の大規模事業等

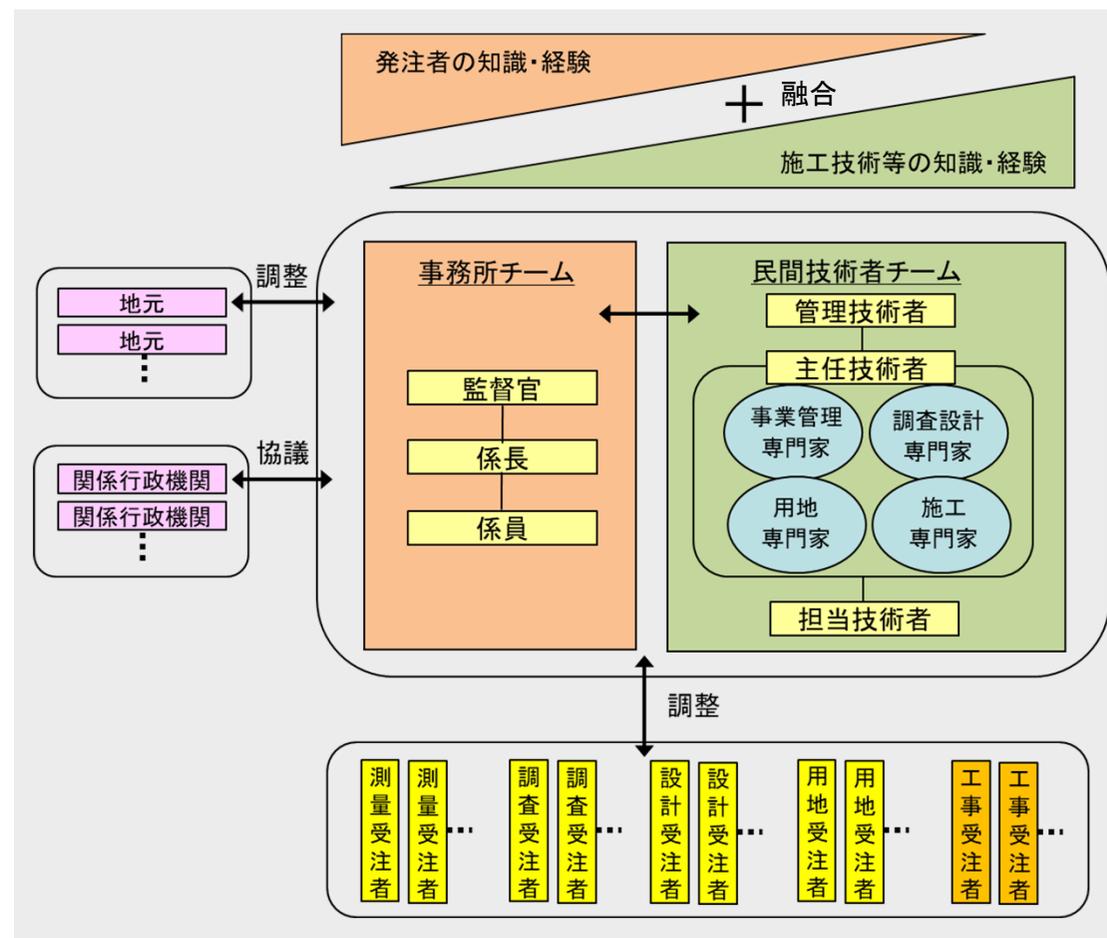
2. 特徴

- 1) 直轄職員が柱となる
- 2) 官民の知識・経験の融合により、事業を促進
- 3) 予算、契約、最終的な判断・指示は、発注者の権限
- 4) 積算、監督、技術審査等の発注者支援業務とは区別
- 5) 工事の特性に応じ、技術提案・交渉方式を活用

3. 業務内容

- 1) 全体事業計画の整理
- 2) 測量・調査・設計業務等の指導・調整
- 3) 地元及び関係行政機関等との協議
- 4) 事業管理（工程・コスト等の管理）
- 5) 施工管理

事業促進PPPの体制例

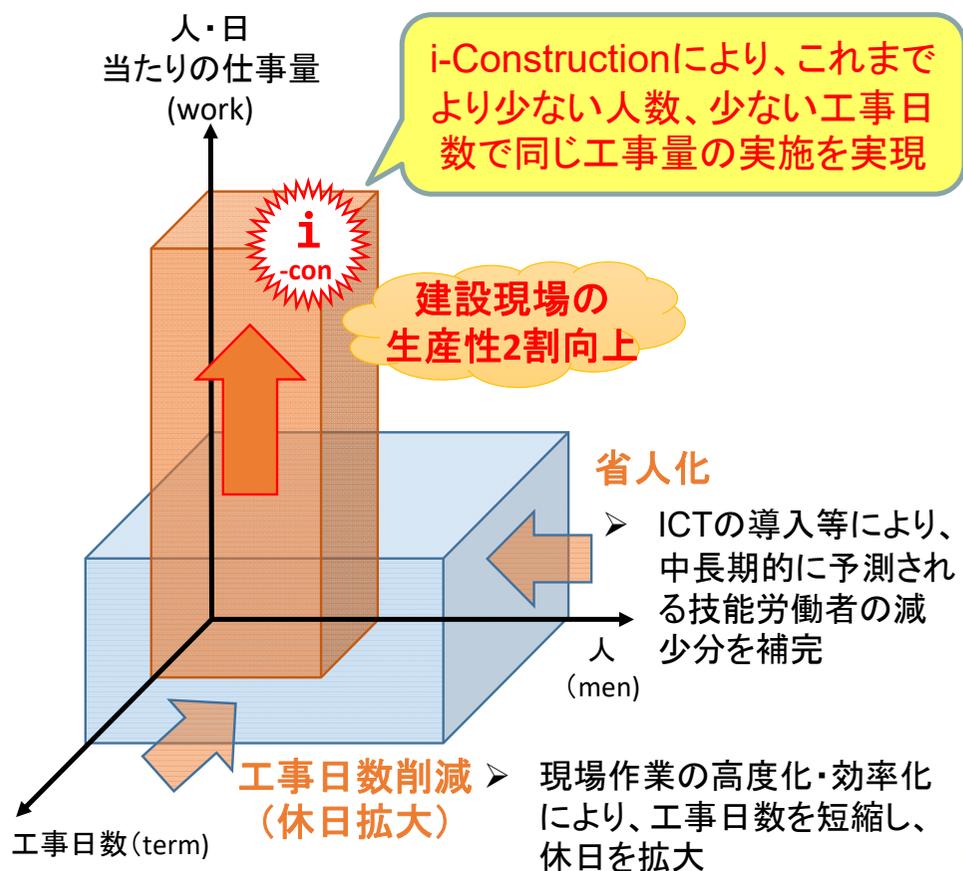


ガイドライン本文、説明資料は国交省HPに掲載
<http://www.mlit.go.jp/tec/PPPgaido.html>

5. その他

- 平成28年9月12日の未来投資会議において、安倍総理から第4次産業革命による『建設現場の生産性革命』に向け、建設現場の生産性を**2025年度までに2割向上**を目指す方針が示された。
- この目標に向け、3年以内に、橋やトンネル、ダムなどの公共工事の現場で、**測量にドローン等を投入し、施工、検査に至る建設プロセス全体を3次元データでつなぐ**など、新たな建設手法を導入。
- これらの取組によって**従来の3Kのイメージを払拭**して、多様な人材を呼び込むことで人手不足も解消し、全国の建設現場を**新3K(給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる)の魅力ある現場**に劇的に改善。

【生産性向上イメージ】



平成28年9月12日未来投資会議の様子



ICTの舗装工への活用イメージ (ICT舗装工)

ICT活用状況と効果 ～土工・舗装・浚渫～

- ICT土工の実施にあたり、ICT用の基準類を整備するとともに、発注時の総合評価や完成時の工事成績における加点評価等によりICT施工を促進
- 平成30年度においては、ICT土工については対象工事として発注した工事のうち、**約5割の570件の工事でICT土工を実施**し、平成29年度の活用工事では、**約3割の施工時間の短縮効果**を確認
- ICTに関する研修やベストプラクティスの共有等により知見の蓄積や人材育成、モチベーションの向上等を促進

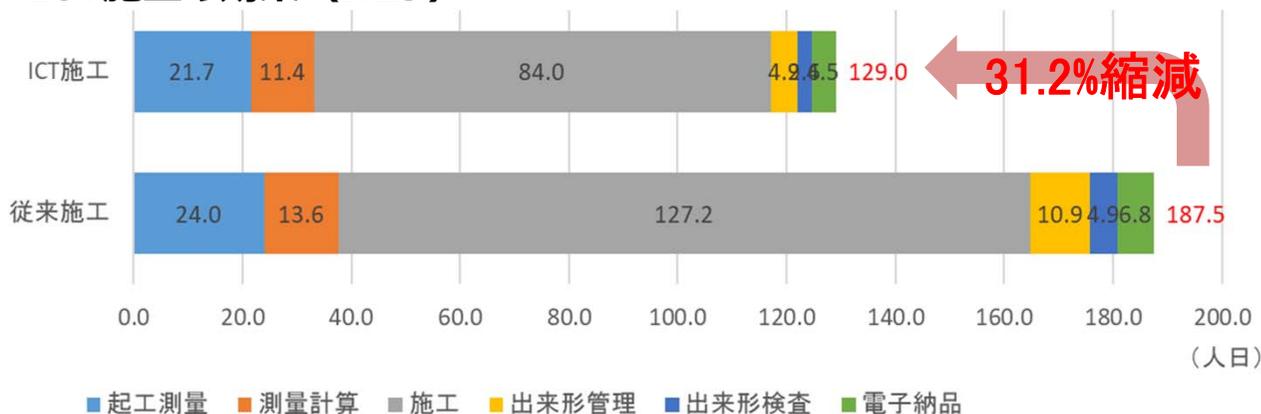
■ ICT施工の実施状況

(H30年11月時点)※浚渫工は港湾含む

工種	H28年度		H29年度		H30年度	
	公告件数	ICT実施	公告件数	ICT実施	公告件数	ICT実施
土工	1,625	584	1,952	815	1,279	617
舗装工	—	—	197	79	175	57
浚渫工	—	—	28	24	66	54

※都道府県等では、H28年度は約80件、H29年度は約300件で実施
H30年度は約1,700件を公告予定

■ ICT施工の効果 (H29)



ICT活用工事受注者に対する活用効果調査 (H29、N=274) より

■ i-Constructionに関する研修

(H30年11月時点)

	H28年度	H29年度	H30年度
施工業者向け	281	356	200
発注者向け	363	373	220
合計※	644	729	420

※施工業者向けと発注者向けの重複箇所あり

■ ベストプラクティスの共有等

・i-Construction大賞(大臣表彰制度)の拡充



第2回表彰式(H31.1.21)開催

- Society5.0においてi-Constructionを「深化」させ、建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指す
- 平成30年度は、ICT施工の工種拡大、現場作業の効率化、施工時期の平準化に加えて、測量から設計、施工、維持管理に至る建設プロセス全体を3次元データで繋ぎ、新技術、新工法、新材料の導入、利活用を加速化するとともに、国際標準化の動きと連携



国際標準化の動きと連携

社会への実装

〔 ロボット、AI技術の開発 〕

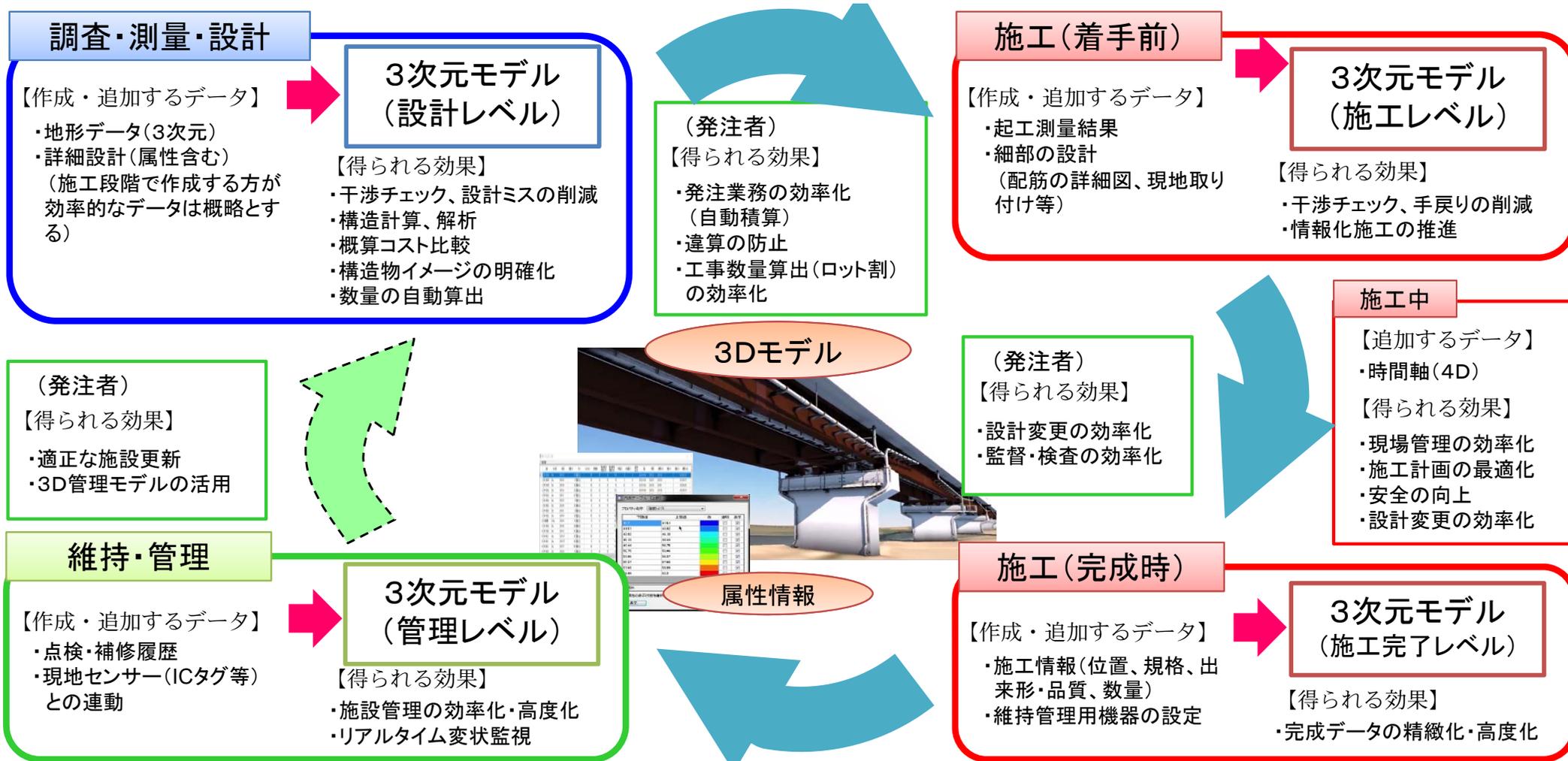
〔 自動運転に活用できるデジタル基盤地図の作成 〕

〔 バーチャルシティによる空間利活用 〕

生産性革命のエンジン、BIM/CIM

○ **BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling Management)** とは、計画・調査・設計段階から **3次元モデルを導入**し、その後の施工、維持管理の各段階においても、**情報を充実させながらこれを活用**し、あわせて事業全体にわたる関係者間で情報を共有することにより、一連の建設生産システムにおける **受発注者双方の業務効率化・高度化を図るもの**

3次元モデルの連携・段階的構築



H30までの取り組み

- **ICTの活用拡大** ※H28トップランナー施策
 - ✓ H28より土工、H29より舗装工・浚渫工・i-Bridge(試行)、H30より維持管理分野・建築分野(官庁営繕)・河川浚渫等へ導入
 - ✓ 自治体をフィールドとしたモデル事業の実施 等
- **全体最適の導入**(コンクリート工の規格の標準化等)
 - ✓ 「機械式鉄筋定着工法」等の要素技術のガイドライン、埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン、コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン等の策定
- **施工時期等の平準化**
 - ✓ 平準化のための2カ年国債及びゼロ国債について、H29:約2900億円、H30:約3100億円、H31:約3200億円
 - ✓ 地域単位での発注見通しの統合・公表 等
- **3次元データの収集・利活用**
 - ✓ 3次元データ利活用方針の策定(H29.11)
 - ✓ ダム、橋梁等の大規模構造物設計へ3次元設計の適用を拡大
- **産学官民の連携強化**
 - ✓ i-Construction推進コンソーシアム設立(H30.1)、本省にてニーズ・シーズのマッチングを実施し、取組を地方整備局に拡大
 - ✓ 建設現場のデータのリアルタイムな取得・活用などを実施するモデルプロジェクトを開始(H30.10~)
- **普及・促進施策の充実**
 - ✓ 各整備局等に地方公共団体に対する相談窓口を設置
 - ✓ i-Construction大賞(大臣表彰制度)を創設(H29.12)
 - ✓ i-Constructionロゴマークを作成(H30.6)

R1「貫徹」の年の新たな取り組み

ICTの活用拡大

- ・ 工事の大部分でICT施工を実施するため、地盤改良工、付帯構造物工など3工種を追加し、20を超える基準類を整備
- ・ 上記基準を適用する「ICT-Full活用工事」を実施

i-Constructionモデル事務所等を決定

- ・ i-Constructionモデル事務所
 - ➔ 事業全体でBIM/CIMを活用しつつ、ICT等の新技術の導入を加速化させる「3次元情報活用モデル事業」を実施
- ・ i-Constructionサポート事務所
 - ➔ 「ICT-Full活用工事」を実施するとともに、地方公共団体や地域企業の取組をサポート

中小企業への支援

- ・ 小規模土工の積算基準を改善

公共事業のイノベーションの促進

- ・ 新技術導入促進調査経費を拡大し、測量に係るオープン・イノベーションを実施
- ・ 革新的社会資本整備研究開発推進事業等によりインフラに係る革新的な産・学の研究開発を支援

- i-Constructionを一層促進し、平成31年の「貫徹」に向け、3次元データ等を活用した取組をリードする直轄事業を実施する事務所を決定。
- これにより、設計から維持管理までの先導的な3次元データの活用やICT等の新技術の導入を加速化。

① i-Constructionの取組を先導する「i-Constructionモデル事務所」 (全国10事務所)

- 調査・設計から維持管理までBIM/CIMを活用しつつ、3次元データの活用やICT等の新技術の導入を加速化させる『3次元情報活用モデル事業』を実施。
- 集中的かつ継続的に3次元データを利活用することで、事業の効率化を目指す。

② ICT-Full活用工事の実施や地域の取組をサポートを行う「i-Constructionサポート事務所」 (全国53事務所※)

- 国土交通省直轄事業において工事の大部分でICTを活用する『ICT-Full活用工事』の実施など、積極的な3次元データやICT等の新技術の活用を促進。
- 地方公共団体や地域企業のi-Constructionの取組をサポートする事務所として、i-Constructionの普及・拡大を図る。

※ モデル事務所を含む。

★ その他、全事務所において

- ICT土工をはじめとする建設分野におけるICTの活用拡大など、i-Constructionの原則実施を徹底し、国土交通省全体でi-Constructionの貫徹に向けた着実な取組を推進。

モデル事務所	3次元情報活用モデル事業
小樽開発建設部	一般国道5号 倶知安余市道路
鳴瀬川総合開発工事事務所	鳴瀬川総合開発事業
信濃川河川事務所	大河津分水路改修事業
甲府河川国道事務所	新山梨環状道路
新丸山ダム工事事務所	新丸山ダム建設事業
豊岡河川国道事務所	円山川中郷遊水地整備事業（河川事業）
	北近畿豊岡自動車道 豊岡道路
岡山国道事務所	国道2号大樋橋西高架橋
松山河川国道事務所	松山外環状道路インター東線
立野ダム工事事務所	立野ダム本体建設事業
南部国道事務所	小祿道路

- **モデル事務所**
- **サポート事務所**
(モデル事務所を含む)

